

別海町議会会議録

第2号（令和元年9月11日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 4番 小椋哲也 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 1番 宮越正人 議員
- ⑥ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑦ 11番 瀧川榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 4番 小椋哲也 議員
- ④ 13番 中村忠士 議員
- ⑤ 1番 宮越正人 議員
- ⑥ 7番 木嶋悦寛 議員
- ⑦ 11番 瀧川榮子 議員

○出席議員（16名）

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	10番 小林敏之
11番 瀧川榮子	12番 松原政勝
13番 中村忠士	14番 佐藤初雄
副議長 15番 戸田憲悦	議長 16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
教 育 長 伊 藤 多加志
福 祉 部 長 今 野 健 一
建 設 水 道 部 長 山 岸 英 一
病 院 事 務 長 大 槻 祐 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 公 一
監 査 委 員 事 務 局 長 小 林 由 治
福 祉 部 次 長 青 柳 茂
建 設 水 道 部 次 長 伊 藤 一 成
総 務 課 長 佐々木 栄 典
防 災 交 通 課 長 麻 郷 地 聡
介 護 支 援 課 長 千 葉 宏
農 政 課 長 小 野 武 史
商 工 観 光 課 長 伊 藤 輝 幸
上 下 水 道 課 長 外 石 昭 博
学 務 課 長 他 入 倉 伸 顕
中 央 公 民 館 長 内 山 宏

副 町 長 佐 藤 次 春
総 務 部 長 浦 山 吉 人
産 業 振 興 部 長 門 脇 芳 則
教 育 部 長 山 田 一 志
会 計 管 理 者 阿 部 美 幸
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 佐々木 栄 典
総 務 部 次 長 佐々木 栄 典
産 業 振 興 部 次 長 小 湊 昌 博
教 育 部 次 長 石 川 誠
総 合 政 策 課 長 三 戸 俊 人
福 祉 課 長 干 場 みゆき
町 民 課 長 青 柳 茂
水 産 み どり 課 長 小 湊 昌 博
事 業 課 長 伊 藤 一 成
指 導 参 事 根 本 涉
生 涯 学 習 課 長 他 石 川 誠
図 書 館 長 他 新 堀 光 行

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 小 島 実

主 幹 松 本 博 史

○会議録署名議員

13番 中 村 忠 士
15番 戸 田 憲 悦

14番 佐 藤 初 雄

◎開議宣告

- 議長（西原 浩君） 会議に入ります前に申し上げます。
本日も気温の上昇が予想されますので、上着を脱ぐことを許可いたします。
ただいまから第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。
13番中村議員、14番佐藤議員、15番戸田議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（西原 浩君） 日程第2 一般質問を行います。
発言に入る前に申し上げます。
質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、3番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。
なお、質問は一問一答方式であります。
- 3番（田村秀男君） はい、議長。
- 議長（西原 浩君） 3番田村議員。
- 3番（田村秀男君） はい。
それでは、通告に従い一般質問を行います。
これからの高齢者総合戦略について質問いたします。
別海町では、総人口が減少していく一方、65歳以上の人口は増加し、高齢化率が上昇を続けています。
本町の高齢化率は、平成24年に21.6%となり、超高齢社会の状況を迎え、平成29年10月時点では26.3%となりました。
「別海町高齢者保健福祉計画」によると、2025年の高齢者人口は4,368人で、高齢化率は30.9%に達すると推計しています。
平成29年10月現在における本町の5歳階級別人口を調べてみると、65歳から69歳までの団塊の世代が一番多く、次に60歳から64歳までの世代が多くなっています。
このような現状下で、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年問題が、目前に迫ってきています。
その問題に対応する戦略について、高齢者の人材活用・福祉・健康・介護の分野から以下の5点到り質問いたします。
1点目でございます。
人生100年時代となった現在、高齢者が生きがいを持ち、積極的に社会参加できる環

境づくりが急務です。

高齢者が、地域・学校・職場などで豊かな知識・経験を生かして、地域づくりの担い手の一人として活躍する場や機会が今後さらに必要と考えますが、それぞれの所管での施策の現状と2025年に向けた具体的な取り組みを伺います。

また、多様な知識・技能を持つ人々の情報を登録することで、町民や行政が情報を共有し活用する政策が必要であると考えます。

その施策の一つとして、高齢者を含めた総合的な雇用の場を創出することが必要不可欠と考えます。

今後の高齢者の人材活用戦略について所見を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） それでは、田村議員の御質問にお答えいたします。

高齢者が地域づくりの担い手の一人として活躍できる環境を確保する取り組みといたしましては、現在活動しております組織・団体については、福祉関連では、冬の災害時等の緊急避難経路の確保を目的といたしました要保護世帯の除雪事業を「別海町季節労働組合」に担っていただいております、この組合は、平均年齢が72歳ということで、高齢者の方々が元気に御活躍をされております。

そのほか、HGCという会社が、昔、最初に設立する趣旨としても、高齢者の雇用の場を確保しようということで、現在は、民間団体として御活躍されている組織もございます。

そのほか教育関連では、平成14年度から地域人材の活用として、さまざまな知識や経験、技術を持つ方を募りまして、教育現場での「学校応援ボランティアリスト」、これの整備を進めております。

登録の対象は、高齢者に限ったものではありません。

現在、36名の個人、それから10団体に登録をいただきました。

町内小・中学校において、授業外部講師や読み聞かせなどの御協力をいただいております。

また、産業関連で言いますと、高齢者の就業や社会参加を支援することを目的とした事業として、町内のコンビニエンスストアと連携しまして雇用説明会を開催しております。

また、具体的な場所と言えば、「野付半島ネイチャーセンター」を拠点にして、ネイチャークラブ会員の高齢者の方々が、観光ガイドとして活躍されているほか、観光開発公社や「ふるさとの森動物館」等におきましても、高齢者の方が、生き生きと仕事に励んでいるところでございます。

そのほか町の業務の中における高齢者の活用につきましては、高齢者施設利用者送迎バス等、運転乗務員の制限年齢につきまして、安全管理に対する要件を満たしている場合には、規定する年齢を今までよりも延長させるというようなことで、雇用の確保にも努めているところでございます。

人口減少が進み、労働力人口が不足する中で、地域を支える人材を確保する上で、豊富な知識や経験のある高齢者の方はますます重要になると認識しています。

そのため、今後も高齢者の社会参加と就業機会の支援に取り組むことが重要であるというように考えております。

町が進める高齢者が活躍可能な施策について、住民への啓蒙と支援により、一人一人の高齢者の方々がより参加しやすい体制を整えることで、高齢者の活躍の場についての理解

を深められるよう取り組みを進めてまいります。

今後の高齢者の人材活用については、関係機関と連携をいたしまして、シルバー人材登録制度、これを導入し、その必要性について調査を進め、生きがいつくりと社会参加の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

御理解よろしくお願い申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ただいまそれぞれの所管の取り組みですか、それを御答弁いただきました。

福祉の分野では、児童館だとか保育所に異世代間交流というスペースをつくって、そういう活動もしております。

それから、教育の分野では、先ほども御答弁ありましたけれども、異世代交流事業という中で、そういう高齢者を活用しています。

特に、学社融合授業といいますか、高齢者が社会科の教科の中に入って、開拓の時代の学校の様子を高齢者から学ぶ学社融合授業、これは、まさにそのとおりです。

あとは、そのことによって小さいときから郷土愛教育が進み、UターンとかIターン、こういうものを加速させて人口減少を防ぐ効果もあります。

さらに、今募集している地域おこし協力隊、これもやっぱり高齢者を活用して、先人の知恵を借りて、コラボして力を発揮していくことも大切だと思っております。

今後さらに高齢者の活用を創出していくべきであります。

雇用の場についての再質問でございますけれども、総合的な雇用の場のイメージとしましては、第1段階では、人材の掘り起こし、育成などを考えています。

現在の「学校応援ボランティアリスト」的なものなどから掘り起こし、「別海町ファミリー・サポート・センター」、この目的にある相互援助活動のような需要と供給のマッチした総合的な職種をイメージしています。

最終的には、民間との協働による官民共同出資会社、こういうものを設立して、人材派遣という雇用の創出を生み出すことにあります。

第2期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定する上で、起業支援、多様な働き手の掘り起こし、兼業・副業の推奨は、国が取り組むべき施策で、特に今回重視すべき項目となっています。

そこで、今後ますます少子高齢化が進む中で、別海町も3人に1人が65歳以上になります。

その高齢者を含めた活躍の場を創出する仕組みがないと、労働力、それから人口・経済の面で町は衰退していきます。

行政だけでは課題の解決を図ることは難しいと考えるので、協働の機会を創出し、誰もが活躍できる地域社会をつくることが必要不可欠です。

いかがお考えでしょうか。

お伺いいたします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 先ほど、私の答弁で、現状、高齢者の活用を図っている種々取り組みを御説明申し上げましたけれども、これの内容を説明しますと、実は、参加者が非常に少なく、HGCにしても、それから季労にしても、働いてくれる人が少ないというの

が現状で、除雪をしてほしいというような希望があっても、なかなかそれに答えきれないというのが現状でございます。

ほかのいろいろなボランティアにおきましても、なかなか積極的に参加していただける方がまだまだ少ないというのが現状でして、一番は、やはり高齢者の方々がスムーズにそういった運動に参加できるような体制をとっていくことが大事なことだと思います。

もちろん今のままの団体・組織ではまだまだ足りないものがありますので、田村議員のおっしゃられたような新たな組織づくりも必要だというふうに思っておりますけれども、まず、今ある組織にどうやって高齢者の方々が参加してくれるだろうか、そういう部分を整備していくことが一番先に手がけなければいけないものではないかなと、こんなふうに思っています。

また、もちろん雇用によって仕事をふやし、そして経済の活性化を図るということであれば、官と民がしっかり連携をし、官だけではこれはできません。

やはり民の力を借りて、経済的にもこの町にどれだけ寄与できるかというようなことを含めて、組織づくりをしていくことも大事な取り組みだと思いますので、まず、今ある組織に少しでも参加できるような体制、啓蒙をしていくということが一番しなければならないことで、その次に、さらに多くの参加できる組織づくりを目指していくと、そういうような形で高齢者社会に対応できる地域をつくっていきたいと思っておりますので、御理解よろしくお願い申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） はい。

課題の共有はできましたので、今後さらに継続して議論を深めていきたいと思っております。次、2点目です。

高齢者の社会参加促進と福祉の増進及び利便性の向上を図るため、バス・ハイヤー共通利用券を交付しておりますけれども、平成30年度における目的地・形態などの利用状況の傾向及び利用実績を伺います。

また、高齢者の移動手段の確保に努めるため、第6次総合計画の主要施策として取り組んできた本事業の評価・点検結果及び制度設計のリニューアル前後の費用対効果の比較について伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） こちらの質問につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

「高齢者等バス・ハイヤー共通利用券交付事業」につきましては、満70歳以上の高齢者及び障がい者（児）の社会参加の増進と福祉の向上を図ることを目的に実施しております。

現行の制度内容は、平成30年7月から利用者の利便性の向上を図るため、利用する交通手段を区別せずに、バスとハイヤーのどちらも利用できる年額2万円のバス・ハイヤー共通利用券の交付に変更し実施しております。

変更前については、バス・ハイヤー券を区別し交付していたものですが、平成30年7月から本年6月までの高齢者の利用実績については、交付者数では、対前年比で80名少ない523名ですが、利用額は、対前年比約56万7,000円増の559万3,000

円、交付額に対する利用率は、対前年比約5ポイント増の53%となり、約半数の利用となっております。

利用した目的地につきましては、利用実績での確認が困難なことから検証は行っておりません。

なお、バス・ハイヤーそれぞれの利用状況は、バス利用が全体の41%、ハイヤー利用が59%と、ハイヤーを利用する方が若干多い状況となっております。

これらのことから、制度内容の変更後、1年の実績としましては、全体的に微増傾向ではありますが、利用者の居住する地域における利用交通手段の拡充により、社会参加の機会となる移動手段の一助となっているというものと考えております。

今後においても、事業内容の理解促進と真に必要な高齢者等の利用を促進するための周知強化を図るとともに、第7次総合計画の「地域福祉の充実」に掲げる主要施策として、高齢者の社会参加促進と福祉の増進に努めていきます。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） よくわかりました。

ただ、一つ気になるのは、高齢者の保健福祉計画では、件数的には、675件という目標を掲げています。

今お聞きしましたら、523件ということで、3割まで行かないですけども、かなり少ない件数になっていると。

後退したという見方もあるでしょうけれども、いずれにしてもバス・ハイヤー共通利用券制度の周知を徹底して、これは、3月の予算審査特別委員会でもこういう説明がございましたけれども、「やはり新しい制度の周知が足りないのではないかな」というふうなことが話されていまして。

ぜひ周知を徹底して、「福祉牛乳給付事業」「福祉入浴券給付事業」と並行して、さらなる高齢者の社会参加促進と福祉の増進及び利便性の向上を図るべきだとの認識は共有しましたので、今後に向けても継続していくべきと考えております。

次に、3点目に移ります。

高齢者の健康づくり事業の一つである健康教育・運動教室は、効果が期待できる大変重要な施策と考えています。

特に、「いきいき元気あっぷ健康体操教室」は、高齢となっても健康寿命を延ばし、介護・認知症の予防にもつながる特効薬でございます。

本教室の開催について、「別海町高齢者保健福祉計画」では、平成30年度から令和2年度まで、いずれの年度も参加者数を450人、開催回数を36回と計画しており、あわせて実施地域の拡充に努めると計画しています。

実施地域の拡充に係る進捗状況を伺います。

また、開催回数をふやす必要があると思いますが、所見を伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

「いきいき元気あっぷ健康体操教室」は、介護予防啓発事業として、高齢者がいつまでも住みなれた地域で自立した生活ができるよう、心身の機能低下を防ぐことを目的とした

運動教室であり、地域包括支援センターの職員が、中央・東・西の3圏域で、それぞれ毎月1回実施しています。

また、健康体操教室とは別に、民間事業者により、「介護予防・日常生活支援総合事業」の「はつらつデイサービス事業」において、介護予防健康体操等を取り入れたサービスの提供を平成30年4月から中央圏域、本年8月から西圏域で開始しています。

今後、東圏域においても、新たに整備を計画している施設を活用して「はつらつデイサービス事業」の介護予防健康体操を中心としたサービスの提供を検討していますので、3圏域にこの事業が充足することにより、現在実施している「いきいき元気あっぷ健康体操教室」をこれまで未実施であった地域での実施に移行していくことを目標として、取り組みを進めていきたいと考えています。

また、町内数カ所で住民主体の介護予防体操教室の実施や、寿大学及び出前講座などで介護予防体操を行うなど、各地域で住民主体の介護予防体操への取り組みが進んでいます。

今後は、日頃「いきいき元気あっぷ健康体操教室」をサポートしているボランティアの方が主体の体操教室の実施も視野に入れ、民間の活力を取り入れながら「介護予防普及啓発事業」を積極的に進めていくことが重要と考えています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 実施地域の拡充は必要と考えております。

ただ、現在3地区で、この健康体操教室を中央公民館・東公民館・西春別ふれあいセンターで月1回の開催をしています。

やはり月1回では効果が期待できないというふうを考えております。

職員の確保の問題とか、そういうことの課題があるとするならば、地域包括支援センターに設置している運営協議会で議論を深めることについてはどうでしょうかね。

一応課題は共有できました。

現在、平均寿命というのは、男が81.25歳、これは世界3位です。

女性が87.32歳、これは世界2位です。

ところが、健康寿命というのは、男性は72.14歳、女性は74.79歳と、平均寿命と健康寿命との差が10歳以上開いています。

ぜひ、健康寿命を延ばすためにも健康づくりに力を注いでいくべきです。

次、4点目に移ります。

今後もますます要介護者や認知症高齢者、ひとり暮らしの高齢者などの増加傾向が続くと見込まれますが、在宅重視の基本原則のもと、居宅サービス・地域密着型サービスの充実や地域包括ケアシステムの構築は、スピード感をもって推進していく必要があります。

本町の地域包括ケアシステム構築の深化・推進について伺います。

また、新オレンジプランに基づいた認知症支援対策について、本町の施策の現状と今後の展開を伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

本町では、「第7期介護保険事業計画」において、地域包括ケアシステムの構築を目指

し、「高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持てる、つながりのある地域社会の構築」を基本理念として、本町の状況に合わせたサービス提供体制整備や施策を行っています。

本計画における主な取り組みですが、生活支援体制の整備として、介護予防・生活支援サービスの体制整備を図るため、生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置するとともに、「生活支援体制整備協議体」を設置しています。

協議体では、平成30年度に町内3圏域においてニーズ調査を行い、今年度は、65歳以上の町民全員を対象に「あなたと暮らしと地域のつながりに関するアンケート」、この調査を行いました。

また、既存のサービスでは賄えない御用聞きボランティア活動を推進している先進地域の視察も行っています。

今後は、視察の成果とアンケート調査の結果を踏まえ、これから取り組むべき事業内容について協議を進めることとしています。

次に、在宅医療・介護連携の推進として、地域包括支援センター内に相談窓口を設置し、これまでも各医療機関と連携を図ってきましたが、医療介護従事者間の情報共有、主治医への情報提供、相談者に関する照会時の様式の見直し及び効率化を図っています。

次に、高齢者権利擁護体制の充実として、成年後見制度の利用促進を目的とし、平成29年度から社会福祉協議会に「成年後見実施機関」を業務委託し、住民を対象に成年後見制度セミナーなどを開催し、成年後見制度についての周知及び啓発や、市民後見人の養成を行い、高齢者の権利擁護の推進に取り組んでいるところです。

現在、地域包括ケアシステムの構築に向け、支援を必要とする高齢者の方々を地域全体で支えていくことができるよう、それぞれの事業等において体制整備を進めています。

次に、認知症支援対策の現状ですが、「認知症施策推進事業」として、平成30年度に認知症サポート医と専門職からなる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症高齢者の早期診断、対応に向けた体制を構築しています。

また、「認知症地域支援・ケア向上事業」では、地域包括支援センター職員が「認知症地域支援推進員」となり、医療・介護連携強化を密にし、認知症高齢者への支援向上に取り組んでいます。

そのほか、「認知症サポーター養成講座」を平成18年度から実施し、認知症について正しく理解することにより、偏見を持たず協力が得られる人材、認知症サポーターの養成に取り組んでいます。

今後は、認知症の疑いがある場合や認知症になっても本人や家族が状態に応じた適切なサービスの提供の流れを理解できるよう、「認知症ケアパス」の作成と普及に取り組むことを計画しています。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 地域包括ケアシステムの構築ですけれども、自分自身が、地域全体が、そして、子供や孫が高齢になっても安心して暮らせる地域をつくるための仕組みです。

保険者である市町村が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、一日でも早く構築していくべきだと考えております。

そこで、別海町では、日常生活圏ごとに地域包括ケアシステムを推進することにしてお

りますね。

厚生労働省では、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏、具体的には中学校区を想定しております。

そういう単位を想定しています。

別海町では、中央、西、東の3区域を設定しておりますけれども、高齢者の通院・通所介護などの交通の確保、介護サービスを提供するための施設の整備などの利便性は、この3つの日常生活圏の単位で、きめ細かく多様なサービスを受けるために十分とお考えか、所見を伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

おっしゃるとおり30分圏域の中で包括ケアシステムが有効に、効率的に活用できるようにすることが重要だと思っております。

今回、町では、今3圏域に分けてですね、進めているところですが、まず、今の段階では町全域を3つの圏域に分けていますけれども、包括ケアシステムの関係では1つの圏域で進めているような状況ですが、東地区にそういう施設が不足しているということで、町としましては、東圏域のほうに新たに施設の整備を計画している段階です。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 今の御答弁聞きまして課題の共有はできましたけれども、その解決のための納得にたどり着いておりませんので、今後さらに議論を深めたいというふうに思っております。

次に、新オレンジプランでございましてけれども、今御答弁ありましたように新オレンジプランに基づいた認知症支援対策ですけれども、認知症の初期集中支援チーム、それから「認知症施策地域支援ケア向上事業」の推進員の活躍を期待しているところです。

そのためにも、地域の実態把握だとか課題分析に基づき、取り組みの実績を検証、点検することで、認知症高齢者等に優しい地域づくりができるものと確信しています。

ぜひ進めてほしいと思います。

次の質問に移ります。

5点目でございます。

新しい時代にマッチした包括的な高齢者総合戦略により、これからの超高齢社会に対応すべきであると考えますが、見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 新しい時代にマッチした包括的な高齢者総合戦略によって、超高齢化社会に対応すべきであるという御質問でございますけれども、最初からの質問の関連もあるのだろうと思います。

福祉部門に掲げるだけではなくて、やはり高齢者の力を生かしていく社会づくりも総体的に考えていかなければならないことだなというふうに思っております。

福祉部門の関係する事案については、今、福祉部が総括しておりますので、基本的には包括的な対応に今はなっているというふうに考えております。

また、社会参加については、生きがいの充実や健康増進を図るとともに、地域づくりに

貢献していただけるような高齢者の持つ能力を十分に発揮できる環境を整備していく、これは、最初のほうの質問の答弁と同じように必要なことというふうに考えております。

今後は、庁舎内全体で、福祉に関係すること、それから経済・産業振興に関係すること、または地域の今までの歴史を伝えていくような教育に関係すること、いろいろな部分があると思いますので、これらを庁舎内の中で連携をしっかりとって、第7次総合計画や人口減対策との整合性を図りながら、次期「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」によりよい施策として反映をしていくような、そういう取り組みが必要であるというふうに考えております。

御理解よろしくお願い申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 別海町だからできること、別海町でしかできないこと、こういうことをやはり行政も議会としても、ともに学んで、新しいふるさとを探し、これをやはり前例だとか理屈にとらわれないで、官民協働で果敢に挑戦していく姿勢が大事でないかなと思っています。

第1期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これは、縦割りから脱却して横断的に大変わかりやすい計画です。

それと同じように、2025年問題に向けて、やはり高齢者対策と人口減少対策などをリンクさせた第2期の総合戦略を立てて、これから迫ってくる超高齢社会に対応すべきと考えますが、見解をちょっと伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 田村議員の御質問でございますけれども、先ほど私が答弁しましたように、これからの高齢化社会にとって福祉部門だけではとても賅い切れないものであり、その人材を生かしていくという部分では、教育にも、それから産業にも生かしていく、そういう分野があるというふうに私は認識しておりますので、田村氏も、昔は職員でございましたので、役場組織がどういう動き方をしているかというようなこともよく理解していると思います。

私も、縦割りではなくて、横の連携が役場の仕事を進めていくためには大変必要なことだというふうに認識しておりますので、先ほどの答弁のように、やっぱり包括センターというような名称だけで組織をつくるというのではなくて、やはり高齢化社会に対応していくためには、福祉部だけではなくて、産業振興部も、そして総務部も教育委員会も、みんな必要な部分があるのだと、それらをしっかりと一体的になって高齢化社会に取り組む体制を整えていかなければならないと。

ただ、新たな組織をつくることによって、またそれが硬直化していくことにもなりかねないこともありますので、柔軟に個々の課題についてしっかりと連携をとって取り組んでいくと。

そういう体制で、できるだけ広く高齢者の皆さんが活躍できる、そして、豊かで楽しい生活をしていけるような、そして今まで経験された高齢者の知識・歴史をしっかりと次の世代に伝えていけるような、そういう体制づくりが必要だと思っておりますので、縦割り行政のないようになるべく横の連携をとって、役場全体で一体となって取り組んでいきたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 課題の共有はできましたけれども、見解についてはまだちょっと納得にまでたどり着いていないので、今後ちょっと議論を深めたいと思います。

最後に、別海町は、近い将来3人に1人が65歳以上になります。

高齢者が運動などで健康寿命を伸ばしながら、生きがいを持ち、地域づくりの担い手の一人として活躍する場を創出する施策、これが、やはり1つ目です。

それから、高齢者が可能な限り住みなれた地域で、各自の能力に応じて自立した日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの深化と推進が2つ目です。

3つ目は、さらに高齢期を迎える世代も含め、尊厳を保ち、健康で生きがいを持てるつながりのある地域社会を構築する。

この3つの課題を解決するための、やはり総合戦略というのは必要不可欠だと考えております。

以上を述べて私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

次に、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） それでは、通告に従い一般質問を行います。

1番目、高校生への給食提供による子育て支援を。

現在建設中の給食センターは、衛生基準のクリアやアレルギー対応のため現在稼働中の給食センターより大規模施設になると伺いましたが、町民から「せっかく立派で高機能な施設を建設するのであれば、高校生への給食提供をするべきだ」という声が寄せられています。

私は、現在の社会の状況、本町の特性から、今最も必要な子育て支援策が高校生への給食提供であると考え、5点にわたり質問します。

(1) 昨年6月の総務文教常任委員会の調査では、建設中の給食センターが、1日当たり最大2,000食を提供する規模であり、1日当たりの提供計画数は、令和2年度は1,900食、5年後の令和7年度には1,600食を見込んでいるとの説明でしたが、この内容は事実ですか。

提供計画数の見通しを伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 昨年6月の総務文教常任委員会において、提供計画数について議員の御質問のとおりの内容で説明をしております。

具体的には、運用開始となる令和2年度の提供食数は、栄養士・児童・生徒・教職員等の予測人数を基にした1,839食に、試食分等の対応で100食分を追加し、1,939食を見込んでおります。

このことから、新しい学校給食センターでの計画提供食数を1日当たり2,000食というふうにしております。

同様に、令和3年度が1,816食、4年度が1,815食、5年度が1,796食、6年度が1,784食、7年度が1,758食を見込んでおります。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

5年後には、1,758食ということで、少しの余裕が生まれることがわかりました。次の質問に移ります。

（2）本年8月の総務文教常任委員会の調査では、本町の児童・生徒数が、今年度1,379人であるのに対し、令和7年度には1,215人になると見通している説明がありました。

また、本町の出生数は、近年著しく減少しており、本年5月1日時点で中学3年生が170人、小学6年生は151人であるのに対して、2歳児103人、1歳児114人、ゼロ歳児104人との報告でした。

このような出生数の推移をもとに、建設計画時において段階的に提供対象年齢を拡大し、最大2,000食を提供する施設及び雇用している調理職員を将来にわたり最大限に有効活用及び活躍していただくための検討はなされましたか。

また、その検討に当たり町民の声を拾う取り組みはされましたか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 引き続き、私からお答えさせていただきます。

給食の提供食数は、幼児・児童・生徒の人数に教職員と試食分を加えた食数としており、令和2年度で1,939食、令和7年度では1,758食というふうにしております。

現在の学校給食センターは、昭和44年10月に建設され、ことしで50年を迎えますが、これまで維持・補修を行いながら、安全、安心な学校給食の提供を行っております。

新しい学校給食センターの改築に当たっては、現施設の老朽化対策として、文部科学省の補助金を活用して早期に改築することが望ましいとの判断に至りまして、平成29年度から改築事業を進めております。

議員御質問のとおり、将来的には、児童・生徒数の減少が見込まれているということから、将来にわたり施設及び調理職員を十分に活用することは重要なことというふうに認識しているところです。

今後、児童・生徒数の減少に伴い提供食数に余剰が生じた場合、文部科学省の補助では、その範囲内で高校やへき地保育園等に給食を提供することが可能であるという旨、道の担当者から確認がとれておりますが、今回厨房機器を整備しております防衛省の調整交付金事業では、町民以外への提供はできないという見解が示されております。

このことから施設の有効活用については、新しい給食センターの運用が開始した後においても、社会情勢ですとか、あと給食提供食数の推移、それから町民の意向等を踏まえながら、必要に応じ可能な範囲で検討できるものと考えています。

また、町民の意見の収集については、新しい学校給食センターの設計に当たり、敷地の選定、それから機能等について複数回にわたりPTAの代表や学校長等で構成する「学校給食センター運営委員会」を初め、別海町校長会・教頭会・教育委員へ説明し、意見を収集してきました。

「学校給食センター運営委員会」の中では、「子供たちが見学できるブースを改築に入れてほしい」「給食をつくってくれているところを見学することで、給食に興味を持ち食

べてくれるのではないか」などの意見があったことを踏まえまして、1階に、施設見学に対応できるスペースの確保や厨房内にカメラを設置しまして、リアルタイムで調理している様子をモニターに映し見学できる機能を確保することとしました。

現在、改築工事も順調に進んでおり、4月からの新センターへのスムーズな移行に向け準備を進めているところです。

今後も安全・安心で安定した給食の提供、そして、児童・生徒が楽しみにしている給食の提供を進めてまいります。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） ただいまの説明を聞いていると、補助事業のハードルは思っていたほどではないということがわかりました。

私もちょっといまいまいわからないところなのですが、あの大きさを2,000食というのはどうなのでしょう。

私としては、すごく少ないような気がするのですが。

今までは、すごく小さな給食センターで今より人数が多い児童・生徒に食事をつくってきたと思うのですが、子供が減れば提供できますけれども、子供がふえて、また、ほかの対象者に給食などを提供していく場合には、2,000食というのはとても少ないのではないかなというふうには感じております。

町のホームページを見ますと、「矢白別演習場周辺まちづくり構想基本構想住民アンケート」結果が載っていました。

「1次産業の町として何が必要か」という質問がありました。

その質問に対して、地場産品を使った給食を求める回答が3番目、青少年への食育を求める回答が5番目に多い結果でした。

特に、ちょうど中・高生の子育て世代である40代の女性は、地場産品を使った給食を求めると最も多く回答していました。

女性全体のアンケート結果からも、本町の女性は、1次産業の町として地場産品を使った給食の提供を最も必要な施策として回答しています。

給食センターの建設を見据えたアンケートであるのに給食提供に関する設問はこれだけでした。

住民懇話会は町民わずか15人の参加、住民大会が1日だけ開かれ、パブリックコメントも14件です。

多額な税金を使って給食センターを建設するのに、声の拾い方が少し雑のように感じました。

○議長（西原 浩君） 横田議員。

もう少し簡明に。

何を聞きたいのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○教育部長（山田一志君） すいません。

せっかくですので、規模決定について端的に答えます。

学校給食における衛生管理の徹底については、平成8年度に発生しました「腸管出血性大腸菌O-157」による食中毒の教訓を踏まえまして、平成20年6月の学校給食法の

改正において、「学校給食衛生管理基準」、これが法律上明確にされたということで、この法律に基づいてですね、現在、建物を整備するというようなことだったので、現在の建物の規模は、2.5倍程度になっていると。

これは、こういった基準にのっとって建物をつくっているということで御理解をいただきたいと思います。

もう一点、先ほどの質問で、たくさんの意見を聞かなかったのかというような内容だったと理解しているのですけれども、先ほど来申し上げておりますとおり、この施設については建設当初からですね、高校の給食提供を視野に入れたものではないことからですね、特段、高校生の御意見を聞くというようなことには至っていないということで理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 現段階での御意見、御質問ではなくて御意見があったというふうに理解しておりますけれども、これが、例えば、横田議員の考えが町民に知らされて、「何だ2,000食というのは計画がおかしかったのではないのか」というような誤解を受けたら困るので、もう一度担当者から内容を説明させたいと思います。

なぜ2,000食という規模になったのか。

今、「基準が変わっていろいろなラインがふえたから面積がふえた」というような答弁がありましたけれども、それプラス、なぜ2,000食という規模になったのかということ、それが一番重要なことなので。

そのことをしっかり教育委員会に答弁させます。

御質問ではないのですけれども、これは答弁させてください。

お願いします。

○学校給食センター長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 学校給食センター長。

○学校給食センター長（入倉伸顕君） 横田議員の質問にお答えします。

2,000食の規模決定の部分ですけれども、先ほどの繰り返しになりますが、現在の給食センターの老朽対策ということが、今回の給食センターの一番の目的のところ、2,000食につきましては、今いる幼児・児童・生徒・教職員の数の予測人数をもとに1,839食、それに試食分の100食を加えて1,939食としております。

また、内訳としましては、町内の全ての小学校・中学校、それと中西別・上西春別・野付幼稚園、それに中春別のへき地保育園、これらを対象とし2,000食としております。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 一番大事なことを今答弁してないので。

どうして高校生を最初から対象にしなかったのだと、そこを聞きたいことだと思います。

これは、文科省の設置基準の概要の中に、当初から高校生を入れるということに制度上になってないということですので、中学生以下の子供たちと関連する教職員の数をトータルした結果、2,000食ということになったので、それが現在での最大規模ということでございます。

高校生に対する給食については、これから何年かしたら生徒の数が減ってきて、

2, 000食の規模の中で余剰分ができた場合には、そういうところへ供給することも文科省の制度では可能ですよ、ということをごさいます、ただ、給食センターは、文科省だけではなくて防衛省の補助金も入っていますので、防衛省のほうは、また別の基準がありまして、すんなりと高校生に余剰ができたから供給できるということではないということです、これは、この後御質問があるかと思しますので、そちらで答弁いたします。

以上でございます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

次の質問に移ります。

（3）高校生への給食の提供は、共働きがふえ、労働者が不足するこの時代にふさわしい町の政策であると考えます。

町長の3つの公約の1つが「子育て支援の推進」ですが、子育て世代の町民にとって最もわかりやすく心に響くサービスであるとも考えます。

このサービスの実施に当たっては、さまざまな課題があろうかと思いますが、課題がクリアされる場合、町長は、この子育て支援策が必要と考えますか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私は、子育て支援の推進は私の重要な公約の一つとして掲げており、さまざまな施策を展開してきているところでございます。

高校生の給食を提供することに対しまして、課題の一つとしては、先ほど申し上げたように国の補助金を活用し事業を実施しておりますので、文科省と防衛省の両省庁の補助金が入っているということでございます。

この中で、防衛省のほうの基準に基づけば、今すぐに高校生全員に給食を提供するということはできないということでございます。

ただ、考え方といたしましては、私は、高校生にも、さらにはいろいろな部分で余剰部分が出た場合にはできるだけ活用して、2, 000食を提供できるのであれば、その体制でもっと対象を広げれば、福祉とかいろいろな部門の可能性もあると思うので、ただ、やはりそういうことを広げていくに際しては、各補助金をいただいた省庁の法令をもう一度精査して、どういうふうに対応できるかというようなことを検討しながら、できるだけ無駄のないような活用を図っていきたいという考え方でおりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

次の質問に移ります。

（4）共働きや労働者不足の社会事情だけでなく、広い本町であるからこそ、早朝からのバス通学生徒がいる家庭、遠方から部活動の送迎をしなければならない家庭の既に生じている時間的負担に目を向け、手だてをとるのがまさに「子育て世帯の支援」です。

高校生の給食提供サービスについて、保護者の声を丁寧に拾う必要があると考えますが、どのようにお考えですか。

また、高校での給食提供に当たっては、高校側の受け入れ設備の整備という対策が必要と考えますが、既に給食提供を行っている他町村の高校への視察経費を来年度予算で要求

する考えはありますか。

いずれも教育長に伺います。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

高校生への給食提供の実施に当たっては、保護者の声を確認することは重要と考えます。

また、高校側の受け入れ設備の整備を初め、受け入れ体制・アレルギー対応・事務手続等に係る人員体制を確保する必要があることから、高校の意向を確認することが必要となります。

他市町村の高校への視察に係る経費について来年度の予算を要求するかどうかについては、視察の時期を含め、社会経済情勢、給食提供食数の推移、町民の意向等を踏まえながら総合的な判断の中で決めていく必要があります。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） 保護者の声を確認するということが重要だとわかりましたが、いつ保護者の声を確認するお考えでしょうか。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

高校生にも学校給食をとってもらおうということは、私としては、栄養面、通学時間、保護者の負担を考えれば、とてもよいことだと考えております。

そこで、保護者の意見を伺うということですが、まずは、高校生の学校給食の提供が具体的に実施できる見通しがつきましたら、それから動き始めていきたいと思っております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

議会で地域の声をすぐ拾えないか、先輩議員と相談してみたいと思います。

次の質問に移ります。

（5）給食センター建設に係る補助事業の関係から目的外使用などのハードルが考えられます。

町長の政治活動によって課題をクリアする道筋はありますか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 先ほどからの答弁のように、課題であるのは、防衛省の補助基準の部分でございまして、町外の間にはサービスを提供できないというような内容ですので、町外という概念をどう捉えるか。

中標津町に住んでいる人に防衛関連の支援をするという意味では、それはいけないことだと思うのですが、別海高校の生徒に支援するとすれば、それは、生徒が別海で授業を受けている最中は別海町民と何ら変わらず、演習に対しても影響を受ける立場だと、私は主張しようと思っております。

ですから、その期間において給食を提供するというのは、別海町の住民の生徒であろうと、中標津町から通ってきている生徒だろうと、それは同じことだというような議論をしようと思っていますけども、ただ、これ制度の中ですので、どこまで防衛省が認めてくれるか。

それは、まだわかりませんが、いずれにしましても、しっかりとそこら辺は、うちの今の別海高校のあり方と今後の町としての支援の仕方、それをしっかりと訴えて、少しでも利用可能になるような、そういう要請活動は取り組んでいきたいと思っていますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西原 浩君） 横田議員よろしいですか。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 10分間休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

2番横田議員。

2番目の質問。

防災用備蓄食糧について。

防災用備蓄食糧の備蓄状況及び備蓄計画について4点にわたり伺います。

(1) アルファ米、クラッカー、みそ汁、粉ミルク以外の備蓄食料の配備計画を伺います。

また、これまで備蓄していたが、備蓄を取りやめた食料があれば、その内容と取りやめた理由を伺います。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

現在、アルファ米、クラッカー、みそ汁、粉ミルク以外の備蓄食料を配備する計画はありません。

また、備蓄を取りやめた食料については、特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止するとともに、避難者への食事内容の偏りをなくし、幼児や高齢者の方も食べられるよう、主食をおかゆにもなるアルファ米の白米とするために、アルファ米のエビピラフ・五目御飯・キノコ御飯及びクラッカーの備蓄を取りやめています。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

(2) 過去に木嶋議員がアレルギー等の表示に関して一般質問を行った際には、表示を徹底するとの答弁がありました。

備蓄食糧についてのアレルギー表示の考え方について伺います。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

特定のアレルギー体質を持つ方の健康危害の発生を防止するため、備蓄食料のアレルギー表示をすることは重要であると考えております。

町では、各商品に表示されているアレルギー品目をよりわかりやすくするために、備蓄食料ごとに写真つきのアレルギー品目表を作成し、備蓄食料とともに掲示しており、災害時に配布する際の注意喚起を行っております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） わかりました。

（3）哺乳瓶及び粉ミルクの年度別備蓄計画と各避難施設への配備状況を伺います。

○総務部次長（佐々木栄典君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（佐々木栄典君） お答えします。

哺乳瓶については、使い捨てタイプのを今年度から備蓄品目に加え、100本を購入しており、今後、令和2年度に100本、令和3年度に200本を購入し、合計で400本を備蓄する予定であります。

更新時期につきましては、哺乳瓶の吸い口の耐用年数を考慮し、それぞれ購入から5年後を予定しております。

また、粉ミルクについては、これまで備蓄していたものの全更新分として、今年度は、88缶を購入しており、賞味期限が1年余りであることから、毎年度更新する予定であります。

各避難施設への配備状況については、哺乳瓶、粉ミルクともに、町指定避難所である各防災センターや地域センター、町指定緊急避難場所である「野付半島避難施設」のほか、車両センター等に配備しております。

以上です。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

（4）釧路市では備蓄を決定している乳幼児用液体ミルクの配備に向けて、本町は、来年度予算へ反映する考えはありますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

乳幼児用液体ミルクにつきましては、現時点ではミルクアレルギー対応の商品がないことから、来年度に直ちに配備をするとの明言はできませんけれども、乳幼児用備蓄品としての有用性は十分認識しており、現在導入の粉ミルクの賞味期限も1年であることから、更新の際に粉ミルクと並行して試験的に導入をするなど、柔軟な対応を今後具体的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君） はい、わかりました。

ぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で2番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

午前 11時45分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4番小椋哲也議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○4番（小椋哲也君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

通告に従いまして、「別海町地域防災計画」における消防団活動の役割と課題について質問させていただきます。

消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域を熟知した経験を生かし、消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員となっております。

その活動は、多岐にわたり、消火活動はもとより、そのための訓練や火災予防広報活動などに及び、それに加え、近年、大規模災害時の活動が重要視されています。

このため、今後、大規模な地震が発生するリスクの極めて高い当町にとって、消防団は、非常に大切な役割を担っています。

しかし、消防団に対する役割が重要さを増す反面、当町の消防団員数は、平成24年度末が272人、30年度末が261人、現在は、定数280名に対し256名と、定員割れの状態となっております。

また、以前は、自営業者、経営者の家族及び親族の割合が多かった消防団員でしたが、産業・就業構造の変化により、被雇用者団員の割合がふえてきており、消防団員として活動しやすくなるよう、職場の理解や出動環境の整備が必要とされるなど、課題が浮き彫りになっています。

このような課題を抱えている消防団ですが、「別海町地域防災計画」における役割と課題について質問します。

1つ目の質問です。

「別海町地域防災計画」の第6章「地震・津波対策計画」の中の避難救出計画では、「避難誘導は、町職員、消防職員、消防団員、警察官、その他指示、搜索の命を受けた職員があたる」とされています。

これらの者のうち、全町的な被害が発生した場合、町職員・消防職員・警察官は、各地に在住しているわけではありませんので、地域によっては、消防団員が避難誘導の大きな役割を担うと認識してよろしいのでしょうか。

また、町の防災計画上、各地域における消防団員の配置は充足していると考えていますか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

消防団は、消防組織法に基づきまして各市町村に設置をされている消防機関でございますけれども、災害が発生をし、または発生のおそれがある場合において、地域を熟知した消防団は、地域の防災力のかなめとして、避難誘導の際には中核的な役割を担っていただけるものと認識をしているところでございます。

各地域における消防団員の定数及び配置計画は、本町を含む根室北部の町にあっては、「根室北部消防事務組合消防団組織に関する規則」の中で、管轄地域の面積や居住者数などの地域の実情を考慮して必要人員を定めているものでございます。

したがって、町が、町の防災計画上の観点から消防団員の充足に関しまして具体的に言及をする立場にはないものと認識をしているところでございます。

しかしながら、社会構造の変化による団員の減少ということにつきましては、地域の防災力を維持する上では決して見過ごせない課題であることは、議員の述べられたとおりでございますので、今後の状況に応じ、町の立場としてでき得る協力について検討していきたいと考えています。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

ただいまお答えいただいたように、消防団配置計画については、根室北部のほうで各地域の状況に合わせて設定していて、町では特にしていないということでしたが、消防庁のホームページにデータで出ているのですが、平成29年のデータなのですが、消防の出動の統計を見るとですね、消防職員は約79万人が出動しており、それに対して消防団員も78万人と、ほぼ同数の出動の数があります。

これの災害時の数値を見るとですね、消防職員が6万3,000人の出動をしていることに対して、消防団員は24万9,000人出動しているということで、約4倍の出動数があります。

これからわかることは、大規模災害時は、火災よりも消防団員に依存する割合が非常に多いということです。

ということで、別海町、なおさら土地が広くてですね、災害地域が同時多発に起こると散ってしまうことから、より一層消防団の役割は重要というふうに認識しております。

その上で、今いる団員の分布・数で避難計画というものが行えるかどうか、その辺の検証・検討をしたことがあるかどうか含めてお答えください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

先ほど申しました根室北部消防事務組合の中において、定数、あるいは配置計画を定めているものでございますけれども、みずからの責務において各地域の消防団員が足りているかどうかということにつきましては、さらに根室北部消防事務組合の中で消防団の活性化対策総合計画というものを樹立した上で、この必要がある場合、その必要というのは著しいですね、災害がこのところ来ているということに対して対応ができるのかということのみずからが検証しながらですね、定数管理を行っている。

最近で言えば、女性消防団員の問題であるものとか、そういうものについても定数に位

置づけているという現況でございます。

一方、「別海町地域防災計画」の中では、もちろん消防団員というのは重要な責務を担っていただきながら、その活動を行っていただくということになりますけれども、どのような状況に対して、どの程度の消防団員を投入していただくというような具体的な人数を積み上げるというような計画にはなっていないところでございます。

そのことにおきまして、町といたしましては、消防事務組合で定めている定数に基づいた人数に、それをもって、その団体の中で適正に見合う人数を管理されているということと理解しながら活動をお願いするという形になります。

ただ、必要に応じですね、議員がおっしゃられたような検証活動というのが具体的にされていない実態はありますので、そのことについての検討は十分させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

計画とは別に、やはりここの地域は消防団が少ない、もしくは警察もない、消防職員も遠いという形で少し穴になっているな、というような検証というのは非常に重要だと思いますので、今、取り組んでいただけるということで、ぜひ進めていただければと思います。

続いて、2番目の質問に移らせていただきます。

今後も、社会構造の変化により消防団員の減少傾向は容易には改善できないと予測されますが、地域全体の防災対策をつかさどる行政としてどのような対応を考えていますでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 小椋議員の御質問でございますけれども、将来の地域人口の推移や災害発生のおそれを踏まえまして、消防や警察、自主防災組織等関係機関と地域防災力の一端を担う消防団の果たす役割・機能等を共有し、相互に連携、協力して防災対策に取り組みたいと考えております。

地域団体で人数が減ってくる状況になるわけですから、消防団だけではなくて、それこそ自治組織、そして行政が行う災害対策本部等を速やかに立ち上げて、できるだけ各組織の連携を図って、お互いの力を合わせて対応していくということは一番肝心なことであるというふうに考えております。

御理解よろしく申し上げます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） 消防団単体での解決ではなく、地域の防災組織等々、ほかの組織との連携が重要という形で理解しました。

ここに別海消防団の現在の組織概要があるのですがけれども、それを見ると、消防団254名のうち、農協職員が25名、さらに郵便局の職員が4名という形で、こういうような過去には余り入ってなかったところの割合がふえてきています。

そして、実際に火災の消火活動なども、特に農家災害があったときなどは積極的に参加するなど、消防団の中でという形ですが、非常にうまくその辺のほかの組織との連携がと

れてきていると思います。

今、私が課題として問題提起している大規模災害時のときの初動などに関しては、総務省のほうでも機能別団員というような仕組みも用意されています。

これは、ふだんの消火活動になかなか行けなくても、大規模災害が起こったときには消防団として動きましょ、というような役割を担う機能を持った単位という形も、制度として用意されています。

そのような形で、ほかの組織、JAですとか、そういうような大きい組織との連携ですとか、この機能別団員というものの活用についてはどのような考えをしていますでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 小椋議員の御質問ですけれども、大規模災害と一言で申し上げてもいろいろな災害タイプがあるので、うちの町でどういうことは起こり得るかということを考えますと、今、各地で災害が起きているような崖崩れとか、それから水による冠水被害とかというのは、なかなかうちの町では想定しづらい災害だなとそんなふうに思っております。

土砂崩れというと、一部、急傾斜地域が指定されておりますので、そういうところの様子を日々観察するということは大事だと思っております。

あと、地震や雨などによって倒壊家屋が多くなったような場合には、やはり町全体で対応していかなければならない被災状況が生じることもあるというふうに考えております。

そういった場合には、地域の各団体、法人合わせて、やはり必要なときには、自衛隊の災害出動というようなことも速やかに要請をして、対応してもらおうというようなことも検討していかなければならない事案の一つというふうに思っております。

そういうふうに、うちの町だとどういう災害が起こり得るだろうかということ想定し、それに対してどういう体制をとっていくのかということもしっかりシミュレーションしていきたいというふうには考えております。

御理解よろしく申し上げます。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

それでは、3番の質問に移らせていただきます。

災害発生時には、避難誘導や人命救助、復旧の支援など、地域に深く根差した消防団の役割は多岐にわたると考えております。

「別海町地域防災計画」においては、別海消防署員と消防団員の役割となる事務または業務が明記されていますが、大規模災害時における消防団の具体的な役割、特に他機関との連携についてお聞きします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

大規模災害時における消防団の具体的な役割は、避難誘導、消防用機械器具を使用した救助業務など、住民の安全確保と被災者の保護等を行います。

他機関との連携についてですけれども、地域での消防力で対応が困難と判断された場合

は、被害の少ない近隣分団からの応援、根室北部消防事務組合内の他町からの応援、北海道広域消防相互応援協定に基づいた応援要請、さらには北海道緊急消防援助隊への要請による援助協力体制等が確立されているものでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） 消防団の大きな特徴として、地域に根差しているということで、実際に地域で職業を持たれて、ふだんからそこに生活している方たちになります。

先ほどから大規模災害について話をしていますが、ちょっとほわっとしたことなので、あえてここで同時多発する地震災害を想定させていただくと、どんっと地震が起きたときに、ほかの組織、例えば自衛隊ですとか、消防職員というのは現場に向かわなければいけません。

ただ、消防団というのは、現地で生活、仕事をしているので既に現地にいます。

ということで、一番情報の少ない災害の発生初動時に現地の状況を把握している消防団は特徴があると思います。

その一番情報が少なく、一番命を守るのに大切なタイミングでの消防団が持っている情報、これをどのような形で災害対策本部がですね、その情報を生かしていくのか、その情報の連携について何か具体的な取り決め等々があれば教えてください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

具体的にどのように情報を取り合うかということについてになりますけれども、別海消防署自体もですね、町の地域防災計画における対策本部の一員ではございますので、別海消防署を通した中でですね、消防団の具体的な状況等については、防災対策本部の中で確認していくという形になるということをご想定しております。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

それでは、少し今のことと関連して4番目の質問に移らせていただきます。

実際の災害時に有効な連携を行うためには日常の訓練が肝要と考えます。

消防団との連携を含めた机上及び実地の訓練は、どのようなものを実施していますか。

教えてください。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

これまで消防団と連携した机上での訓練を実施したということはありません。

各分団では、さまざまな災害等に対処をするため、「別海町地域防災計画」を含めましたさまざまな計画・要綱等に基づき、みずからで机上訓練を実施しているということでございます。

また、実地訓練につきましては、地域の防災訓練において、地震による火災発生を想定した消火訓練、あるいは道路寸断による負傷者輸送の海上輸送訓練を実施しているほか、

「北海道総合水防演習」などの広域的な防災訓練に参加するなどして、練度の向上を図っているところでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） 消防団としてさまざまな訓練を行っているということは今お聞きしました。

ただ、災害発生時にですね、消防団は、一番現場で動くということから、地域の住民も含めた形、例えば、今年9月1日に各地域で防災訓練が行われたと思いますが、そういう町民を含めた上での訓練に消防団も参加して連携を深めるというような取り組みはあるでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

先ほど、机上訓練については、連携した中での訓練というのは実施してはおりませんというふうに申し上げましたけれども、地震による火災発生を想定した消火訓練であるとか、あるいは道路寸断による負傷者輸送の海上輸送訓練というのは、これらは地域における防災訓練の中で行っていること。

例えば、地震に関する消火訓練というものにつきましては、第7分団が所在する西春別駅前地域防災訓練の中で行われているということ。

それから、道路寸断による負傷者輸送の海上輸送訓練というのは、昨年度実施をいたしました「別海町地域合同防災訓練」の中で、町民も参加した中に行っている訓練ということでございます。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい、理解しました。

訓練の中でですね、先ほど言ったように地域に根差した消防団が、災害発生時に初動をするということで、情報の伝達に関して、現場の状況を先ほど言った消防の内部に伝えるというような、この情報の伝達に関する訓練というものは行われているのでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 地域防災計画の計画に基づく伝達訓練というのは、これまで行ってきた経緯というものはございません。

ただ、消防団が、消防団の活動の中で、別海消防署との連携等の中での情報伝達訓練等については行っているということをお聞きしております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

地域防災計画の中で、その情報伝達に関しては、「組織」のところからその後さまざ

まな記載があります。

その中で、私もこの計画について今回質問をする際に実際中身を確認してみて、消防団の方がふだん訓練されていますけども、この計画だけを読んで、情報伝達というのは、なかなかどこにどういう状況を説明してよいのか、難しいのかなというふうに私は感じました。

その中で、例えば、消防団の方は、こういうふうに災害発生時は動いてくださいというような、具体的な組織向けの要綱やマニュアルというものは存在するのでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

もともとの消防団の命令系統でございますけれども、最初に申し上げましたとおり、別海分団における消防団につきましては、根室北部消防事務組合においても命令系統というものが確立されているものでございますから、町が、直接、町において団員に対して命令をするというような形にはなりませんので、団員がもともとその消防団員の役割として、みずからが所在する組織の中の規律・要綱等に基づいて確立されている団員のそれぞれの資質に対し、いろいろな訓練・協力であったり、避難誘導であったり、そういうものを求める形であるというふうに認識しているところでございます。

○4番（小椋哲也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

ちょっと私の質問の意図がうまく伝わらなかったから、もう一回整理して質問させていただきます。

私は、命令系統の情報伝達ということではなくて、その命令に基づいて消防団が現地で災害活動・救助活動等々を行ったときに、その現地で把握した情報を上部に伝える、本部に伝えることの情報共有というふうに表現しておいて、命令を伝達するほうの情報の伝わり方ではなくて、現地で見つけた共有しなければいけない情報を本部に戻すほうの情報のことを言っていました。

そこについてはどうでしょうか。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

私からお答えいたします。

今、総務部長のほうから命令系統の説明をさせていただきました。

災害があつて、その地域において必要な要請・応援・状況とかは、命令系統によって、今答えた逆の形になります。

消防団の方は、別海消防署の消防団長に報告をして、それを消防署から対策本部のある町のほうに伝達されることになります。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

その伝わり方の経路は、今の説明で理解しました。

戻さなければいけない、例えば、けが人の情報は必ず伝えましょう、とか、何か建物の倒壊があったら伝えましょう、みたいな形で、戻さなければいけない情報は、どういう種類のものを報告しましょう、というような決めですね。

防災計画の中でも20ページにさまざまな班があって、こういう情報を集めましょうと書いてあるのですが、それを消防団員がどの情報を戻さなければいけないのかというあたりの取り決め、ルールというものが決まっているか教えてください。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

○議長（西原 浩君） 防災交通課長。

○防災交通課長（麻郷地聡君） はい。

お答えいたします。

防災計画上では、その取り決めはございません。

ただし、緊急時において、負傷者がいて、直ちに救急要請をしなければならないという場合にはですね、通常の救急要請など、必要に応じた臨機応変な対応が必要になると考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい。

まさにその臨機応変な対応というものが、ふだんの訓練のときに、どういう情報を返せばよいのか、ですとか、当然消防団として活動する以外にも本部として集めたい情報等々もあると思うので、そこら辺を例えばルールをつくって共有するであったりとか、訓練のときにそれを実施して情報を集めやすくするというような形をしておかないと、緊急時にどうしても自分もその当事者なわけですから、焦ってしまったりだとか、通常状態とは違う精神状態になるので、そういう対策のために訓練もしくは取り決めが必要なのかなというふうに感じるのですがいかがでしょうか。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 実地の際に役立つ細かな取り決めということに関しましては、消防団にかかわらずいろいろな場合で、これは必要なことだというふうに認識をしております。

今、議員が述べられたことを含めましてですね、具体的な災害が起きた場合に、具体的に必要な項目につきましては、洗い出し等をさせていただきながら、細かなルールが必要なものについては、そういった方向での事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 4番小椋議員。

○4番（小椋哲也君） はい、了解いたしました。

今の回答も含めてですね、消防団の現在の災害発生時の重要性ですとか、現在の状況、どうしても数が足りていない、その対策についても今後いろいろ検討していかなければいけない。

また、町としても、地域において消防団が具体的にどのような形での働きが必要なの

か、というあたりの細かな状況の分析を進めていくという形で回答をいただきました。

それ以外にも、さまざまな訓練を行っていますが、私が課題提起した情報の伝達の部分ですとか、その緊急の報告においてどういう内容が必要かについては、消防団だけに限らずいろいろな方たちがその情報提供者になるので、そこら辺のやりやすくするような、今後、対策の方法を検討していただけたらというお話をいただきましたので、私のほうは、それをもって質問を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で4番小椋哲也議員の一般質問を終わります。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、別海町の農業・酪農を守る施策について5点にわたり質問をいたします。

1点目ですが、8月6日、農水省は、2018年度の食料自給率がカロリーベースで37.33%だったことを公表しました。

これは、前年度比マイナス1ポイント、記録のある1960年度以来、過去最低の水準となったことを示しています。

政府は、一時、食料自給率50%を目指すとしていましたが、それを45%に引き下げました。

しかし、引き下げた目標に近づくどころか、ますますその差が広がっていったというのが現状です。

食料自給率低下の問題は、全国民の問題ですが、とりわけ食料生産を基幹産業とする別海町にとっては、深刻度を増すこの食料自給率低下の問題は、全く他人ごとではありません。

政府は、2018年度の食料自給率が下がったのは、天候不順による生産減が原因だとしていますが、専門家は、「それだけでなく、生産基盤の弱体化が顕在化してきている」と指摘しています。

農水省によると、直近の5年間で、2割の農業経営体が減ったとされています。

法人化や農地集積は進んでいますが、大半を占める家族経営体の離農を補うことになっていないというのが実態です。

そうした生産基盤の弱体化に歯どめをかけない限り、日本の食料自給率はさらに下降線をたどるおそれが出てきます。

別海町でも家族経営体の減少に歯どめがかかっていません。

日本の食料自給率が過去最低になったという事態を深刻に受けとめ、別海町における生産基盤について、より正確に実態を把握し分析するとともに、生産基盤そのものの強化、とりわけ家族農業を守っていくための思い切った施策を立て実行していくときではないかと思えます。

国が食料自給率の目標を掲げたにもかかわらず、その目標に近づかない、むしろ目標との差が開いていく、その原因がどういうところにあるのか、また、別海町における対応策

をどうとっていくのか、町長の考え方をお聞きします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問に答弁いたします。

まず、食料自給率を高める方法は、生産量を増加させることが一番必要だと、私は思っております。

農家戸数を守るだけでは自給率は上がらないと考えますけれども、農家戸数を減らさない施策は、地域にとっても大変重要な課題であるということはよく認識しております。

また、カロリーベースの自給率は、生産性を高めることと同時に、自給飼料をふやすことも大切なこととございます。

私は、常々、別海町は、安全で安心できる食料を安定的に安価で国民へ提供していくことが一番大切な責任であると申し上げております。

そのためには、農家個々の生産力を高めるとともに自給飼料の利用促進に取り組むことは、本町酪農の基本であると考えております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

町長のお考えの基本についてはですね、今お聞きしたところですが、ぜひ積極的な発言をこれからもしていただきたいと願う立場です。

「農水省が、『食料・農業・農村基本計画』の見直しに着手した」と最近報じられていますね。

「農水大臣も、政策審議会に諮問をした」というふうに報じられています。

この基本計画については、来年3月に新計画を決定する、閣議決定するという運びでこれから先進めていくようですけれども、非常に短期間でまとめていくということなので心配もありますけれども、そういう流れの中で、ぜひ食料生産の町、別海町の町長として積極的な発言をしていただきたいと。

その中身の問題ですが、今お考えについてお聞きをしましたけれど、例えば、全中の中家会長が、こういうふうにおっしゃっています。

「近年は、農業の産出額や生産農業所得が増加しているものの、生産基盤が強化されたかといえば決してそうではない」「現行計画の徹底した検証が必要だ」というふうに提言しています。

あるいは、同じく全中の金井常務だったと思うのですが、常務がですね、こういうふうにおっしゃっています。

「規模拡大一辺倒では生産基盤の維持は困難」だと。

「中小規模家族経営の意義・価値を改めて評価し直し、位置づけをしっかりと基本計画に書き込んでもらいたい」、こういうふうにおっしゃっています。

これは、至極真っ当な一番大事な点を指摘されているのではないかと、私は思っているのですが、ぜひ、家族経営を守る、規模の大・小・中にかかわらず、形態を守っていくと、とりわけ家族経営を守っていくと、そういう点で積極的な発言を町長はしていただきたいと、こういうふうに願っているのですがいかがでしょうか。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問・御意見でございますけれども、私は、うちの町の農業振興計画の中でも大・中・小の農業形態は必要であると、大ばかりでは、それは足腰の弱い農業になってしまうということは、きちっとうたっております。

そのことは基本です。

ただ、議員が最初におっしゃられた日本の食料自給率を上げるにはどうしたらよいかということについて申し上げれば、やはり、農家戸数は、今よりもふえれば、それは自給率が上がります。

ただ、減っていくのを防ごうというのでは、現状維持を出来ても自給率が上がりはしないですね。

やはり個々の農家の生産力を上げていかないと自給率は上がりません。

そういった意味で、生産力を上げる対応をしていくことは大切なことだろうと。

私は、食料自給率はやっぱり50%以上、文明国家としては必要なことだと思っておりますので、そこを目指していくべきであって、目標を45%に下げたから達成すればよいという問題ではないと思います。

そこは、しっかり言っていきたいですし、うちの町とすれば、生乳における生産量はある程度伸びております。

これは、大・中・小、全部の酪農家の皆さんが、それぞれ経営努力され、生産努力をされている結果だと、私は受けとめております。

その意味では、うちの酪農形態をしっかり守っていかなきゃならないし、うちはそうやって食料自給のためにしっかり取り組んでいる町、ということを農水省にも訴えておりますし、今後とも、やはり日本全体の酪農家のあるべき姿として、うちの町は、目標とされるべきくらいな存在になるように、しっかり大・中・小の酪農家を育てていきたい、守っていきたいと思っておりますので、その辺は御理解をよろしくお願いします。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

多くの農業関係者が心配をし、提起をしている生産基盤を強化するという問題もね、もう少し具体的にこれからも論議をさせていただきたいと思っております。

政策的には、これまでも、私、提案してきましたが、経営継承の問題では、親元あるいは親族元の就農に余り条件をかけないでね、これを励ましていく取り組み。

あるいは、第三者継承をやりやすくする方法をとる。

あるいは、住宅リフォーム制度の農業版。

さらに、経営規模を維持したり、あるいは縮小したりして経営を安定させたいという、こういう農家もおるわけですから、そういう人たちに対する支援策。

そういうのはなかなか光が足りないところということで、そういう部分にも光を当てていくことについては、きょうはちょっと時間がないのでね、また、別の機会に論議をしていきたいというふうに思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

日米の貿易協定交渉が大筋合意に至ったと、8月26日、各社一斉に報道しました。

TPP11、EUとのEPA（経済連携協定）が発効し、既にその影響が出てきている中、日米間協定で、TPP並みに関税が引き下げられるとすると、別海町の農業・酪農に

さらに重大な影響が出てくることは明らかです。

しかも、「牛肉セーフガード問題」、バターや脱脂粉乳などの米国への枠設定の問題など、重要なところで不透明な部分が残されており、TPP並みではなく、TPP以上に譲歩しているのではないかとの声も出ているところです。

報道では、日米両政府は、9月末に最終決着・調印を目指していると報じています。

こうした状況の中で、別海町の農業・酪農を守る観点から、①現場の声を政府に届けること、②政府に対し、日米貿易協定の交渉経過・影響について全容を明らかにするよう求めること、③道に対して、幾つかの県が行っているように独自の影響調査を実施し、わかかったものから順次公開するよう求めること、この3点を町としては実行するべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

町長の見解をお聞きします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 中村議員の御質問にお答えをいたします。

3点のうちの、最初の「現場の声を政府に届けること」ということでございます。

現場の声を政府に届けるということにつきましては、世論の動きや政府及び農家の代表であります農協の考え方など、的確な情報収集に努めるとともに、本町の農業・酪農を守るために必要な国内対策を講じるように、しっかりと国に求めていくなど、関係機関と情報を共有し、状況を見きわめた上で行動をする必要があるというふうに考えております。

2番目ですけれども、日米貿易協定の交渉経過等につきましては、現時点では全容が明らかになっていませんけれども、政府は、交渉結果の詳細な内容について条文や国内の法的な審査が整った段階で公表する考えを示しておりますところから、この状況を注視していきたいと考えております。

また、3番目ですけれども、道独自の影響調査の実施についての確認をしましたところ、現時点では、北海道では「未定である」との回答でしたので、今後、実施する旨、要請をするとともに、調査を行った際には、順次公開をしていくよう道のほうへ求めていきたいというふうに考えております。

以上3点についてお答え申し上げます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点、もう少しお聞きをしたいのは、現場の声を政府に届けるという点では、町長は町長なりにお考えがあるというふうに今受け取ったわけですが、現場の声を聞くというのは、一言で言ってもなかなか難しいところがあります。

町長として、どういうふうに現場の声を聞こうとしているか、具体的にどうしようとされているか、ちょっとお聞きします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私も、日ごろから農協の組合長、または近隣の町村長、または全道の町村における農業関係議員・首長、さらには土地改良事業団体連合会の理事等、いろいろな団体の御意見は聞いております。

中村議員は、多分、別海町内の農家個々の意見をどういうふうに拾ってくるのかと、そういうことをお聞きしたいのだと思いますので、臆測ですけれども、その点についてもお答えします。

個々私が回って意見を聞き取りするというのはなかなか難しいと思いますけれども、

しっかりと自分の意見を持っている農家がおられましたら、どんどん私のところでも、担当の産業振興部にでも来ていただいて、「私はこういうふうに考えている」と、「こういうことをしてほしい」というようなことを訴えていただければ、しっかりとその情報を受けとめて、ほかの農業者は、そのことに対してどう考えているのか、農協の団体はどう判断するのか、そういうことを総合的に掛け合わせて、最終的に別海町にとってどういう行動をすることが一番大切なことかということ判断し、その判断に従って行動していきたいというふうに考えております。

御理解よろしく申し上げます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

「どういう意見も聞く耳は持っているぞ」というお答えでしたから、それを期待してですね、全町的にも論議が高まるように、私も、私なりの努力をしていきたいというふうに思います。

3番目に行きます。

別海町の酪農の将来にかかわる問題で一つお伺いします。

「環境保全型国営かんがい排水事業」の問題であります。

国営かんがい排水事業は、別海町4地区で実施され、別海地区・別海南部地区は既に終了、別海西部地区は来年度で終了、別海北部地区は令和12年度までの計画で進行中です。

平成30年度末現在、町の調べでは、肥培施設が全部で254基、太陽光発電施設が87カ所設置されていることになっています。

これらの施設は、国の事業が終了した段階で町の所有になり、管理の責任は町が負うということになります。

これらの施設のメンテナンスはどうするのか、また、更新についてはどうなるのか、町の考え及び計画をお聞かせください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

施設につきましては、地区全体の事業が完了した後、町が国から譲与を受け、適切な維持管理を行うこととなっております。

肥培施設の使用に関しましては、各地区に設置している環境保全推進協議会へ町が使用を許可し、個々の農家が使用責任者として管理及び使用をしており、メンテナンスを含む管理等に要する費用は、使用者の負担となっています。

太陽光発電施設については、維持管理は町が行い、メンテナンス費用等については売電収入を充て、施設の状況については、法で定められた保守点検を専門業者へ委託し、施設の状況を確認しているところでございます。

施設の更新については、現時点では具体的な計画は策定していませんが、まずは、更新についての方向性を整理するためにも、施設の使用状況など、実態の把握に努めたいと考えております。

また、老朽化した施設の更新につきましては、多額の費用を要すると考えられることか

ら、国に対しては、新たな補助事業の創設も含め検討するよう、さまざまな機会を通じ要望していきます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと確認ですけれども、「肥培施設のほうのメンテナンスは、使用者が負担するのだ」というお答えでしたが、太陽光発電のほうの専門業者に保守点検をしてもらう費用については、その費用の負担は、使用者ですか、町ですか、そこら辺ちょっと確認をしたいというふうに思います。

それから、平成11年から始まっているわけですから、もう十年、十五年たっているところもあるかなというふうに思うのですよね。

順次老朽化していくということですから、部長おっしゃったとおり、膨大な費用がかかるということになるのではないかなと思います。

そういう点で「国に新たな補助というふうな、そういう要請をしていくのだ」というようなお答えでしたけれども、大体、4地区で全部終了したとして、およそ300を超える肥培施設ということになりますよね。

それを更新していくため、物すごいお金がかかると思うのですが、ざっと見てどのぐらいのお金がかかるというふうに考えていますか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

太陽光発電に係るメンテナンス・維持管理につきましては、町が売電収入を充てて行うということでございます。

それから、令和12年度にはですね、346基の肥培施設が整備される予定でございますが、現時点と申しますか、今までやってきた中での費用ですね、かかった費用で申しますと約698億円かかっておりますので、町の負担としましては、5%の35億円程度の負担になるかというふうに試算できるところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 大ざっぱな、すいません、概略と言いますか、すいません、言葉が不適切だったかもしれませんが、概略はお聞きをしました。

これは、町の財政にもかかわる問題ですから、また、細かな点は別な機会を使いましてお聞きをしたいというふうに思います。

4番目の質問に入りますね。

町は、肥培施設の使用状況について、昨年11月1日から10日までの10日間調査をしていますが、調査に参加した農家は、肥培施設を使用している農家の約3割にすぎません。

なぜ、一時期の調査になったのか、また、なぜ3割程度の農家の調査にとどまったのかお伺いします。

さらに、この調査では全容をつかんだことにはならないのではないかと思います。

全容を把握する調査をする予定はあるか、今後の調査の計画についてお聞かせください

い。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

昨年から肥培施設の使用状況など、全容を把握するための調査を実施しています。

調査時期は、毎年度行っている家畜ふん尿の現地調査にあわせて実施しているため、この期間での調査となっているところでございます。

中村議員御指摘のとおり、全容を把握するためには全ての肥培施設を調査する必要があると考えていますが、施設の設置数が多いことから、昨年は3割程度の調査としています。

この調査につきましては、3年で全施設を調査する計画としていることから、今年度も引き続き調査を実施する予定です。

また、3年で調査を完了するのではなく、新たな施設が設置された際には、加えて調査を実施し、全容の把握に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

3年間で全施設ということですから、今後も継続して、また調査が行われるということですので、その結果なども見させていただきながら、また論議をしていきたいと思えます。

5番目に行きます。

標茶町で、放牧中の牛がヒグマに襲われたとみられる被害が、連続して起こっています。

報道によると、7月中旬以降、牛の被害が20頭に達し、うち死亡した牛が10頭に及んでいるとのこと。

別海町でもヒグマの目撃は頻繁であり、人や牛などに対する被害が心配されます。

別海町における今年のヒグマに関する出没状況はどのようになっているかお聞きするとともに、対策についてどのように考えているか、対応策並びに今後の計画をお聞きします。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

本質問に関しましては、私のほうから回答させていただきます。

今年度の本町におけるヒグマの出没状況は、9月1日現在41件で、町全域にわたって目撃情報が寄せられていますが、これまでにヒグマによる被害の報告はありません。

ヒグマの目撃情報があった場合の対応としましては、ヒグマの出没地点近辺に注意看板を設置し、警察と連携して近隣への注意喚起を行うほか、学校や農協等への関係機関への連絡、また、速やかに町民に周知するため「まもメール」やSNSを活用した情報提供を行っています。

さらに、市街地近辺で目撃情報があった場合には、通常の対応のほかに、近隣の町内会

に対する情報提供と広報車による注意喚起を実施しています。

今後の計画につきましては、「別海町鳥獣被害防止計画」及び「別海町ヒグマ防除対策要綱」に基づきまして、町民の生命や財産に被害が及ぶことのないよう、現在の対応を引き続き迅速かつ安全に実施していきたいと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 目撃情報が41件だということですが、これ、ふえているのか減っているのかね、そこら辺ちょっとお聞きしたいと思うのですが。

私、「まもメール」の受信記録を全部、5年間分くらいのを今回改めて見たのですが、「まもメール」に入ってくるヒグマ情報に関してはあんまりふえていないような感じがするのですよね。

ふえてもいないし減ってもいないという感じなのだけれど、この目撃情報41件というのは、例年から比べてどうなのかということのをちょっと改めてお聞きします。

全道的にはヒグマはふえているという道の調査もあります。

それで、全道的には増加しているようだけれども、別海町の状況についてはですね、専門的な調査というのができているのかということのをちょっとお聞きしたいと思います。

どうぞでしょう。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

過去5年間の年間目撃件数につきましては、平成26年27件、平成27年54件、平成28年26件、平成29年には40件、昨年、平成30年は56件となっております。

年によってばらつきはありますが、平均目撃件数は約40件であり、今年度は、現段階で平均以上の目撃件数となっているのが現状です。

また、議員から質問のありました専門家による調査関係なのですが、現在専門家による調査は行っておりません。

以上となっております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 「別海町として専門的な調査はできていない」ということでしたが、管内的にはどうですか。

管内の連携機関みたいなのはあるのか、そこでの調査やあるいは対策などはあるのか、その点をお聞きします。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい。

お答えします。

管内の調査状況におきましては、標津町におきまして、環境省または大学と連携した中での調査を行っているというのは聞いております。

また、根室管内全体でいきますと、振興局で対策会議を開催しておりまして、管内での

情報共有を行うようにしております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 北海道のですね、動物管理担当課長が道議会で答えているのだけれど、こんなふうに言っているのですね。

「生息域も拡大している可能性があることや、狩猟のためヒグマを山奥まで追いかけるような機会が減少したことなどから、人を見ても危険と感ぜない個体がふえてきている」ということが指摘されていると。

だから、熊も昔と違ってきているという指摘なのですね。

ですので、そういうことを踏まえて、別海町でも標茶町のようなことが起こらないように万全の対策、とりわけ電牧柵の効果があるのかないのか、そういうことも含めて検討していただきたいと思うのですがいかがですか。

○産業振興部次長（小湊昌博君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（小湊昌博君） お答えします。

ヒグマの目撃があった場合、また、危険と判断される場合につきましては、別海町では、鳥獣被害防止計画に基づきまして状況に応じて対応する形をとっておりますので、その内容によって迅速かつ安全に対応していきたいと考えております。

以上です。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

補足させていただきます。

町の対応といたしましては、基本はですね、追い払いということをやっている、捕獲はしませんが、人畜に被害のおそれがある場合はですね、捕獲に向かって対応することになります。

特にですね、電牧等での追い払いとか、そういうことは、どこに張るのかという問題もございまして、そういうことは計画してはおりません。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

先ほど言いましたように、ヒグマのほうの生息環境も変わってきていて、ヒグマというのはすごく個性的なのだそうです。個体個体によって違いはあるにしても、そういう変化が生まれてきているということをも踏まえて、後手に回らないようにしていただきたいということを申し上げて次の質問に入ります。

2番目の質問であります。

「別海バイオガス発電株式会社」の経営と町のかかわり方についてであります。

「別海バイオガス発電株式会社」には、資本金4億3,000万円の15%、6,450万円を町が出資しています。

6,000万円以上の町費を投入していることから、株主である町民に経営内容等の情

報開示をしっかりと求めるとともに、利用農家初め町民に損害が及ぶことがあってはならないとの立場から、機会あるごとにこの問題を取り上げてきました。

同社の平成30年度事業報告を情報公開制度に基づいて入手しました。

黒塗りの部分もかなりあり、不明なところがあるので、経営内容、今後の見通しなどについて質問します。

1点目です。

事業報告によれば、平成30年度の総売上高は約2億4,190万円です。

これは、前年度の総売上高2億5,890万円を1,700万円下回っています。

事業の主要部分である発電量・売電額が前年度より下回ったことが最大の要因ではないかと考えますが、平成29年度と30年度の発電量・売電額をそれぞれお示してください。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

発電量及び売電額の実績につきましては、私のほうからお答えいたします。

平成29年度の発電量は679万2,000kWh、679万2,000kWh、売電額は2億4,683万円、2億4,683万円です。

平成30年度の発電量は616万3,000kWh、616万3,000kWh、売電額は2億2,295万円、2億2,295万円となっております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） なぜ、発電量が下回ったのか、当然額も含めて下回ってしまったのですが、原因について究明されているかお伺いします。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

お答えいたします。

平成30年度の発電量が前年度を下回ったのは、受け入れ原料の構成比が変わったことによりガス発生量が減少したことが主な要因であるとの報告を受けております。

スラリーより堆肥のほうが有機物を多く含んでおり、ガス発生量が高くなりますが、平成30年度におきましては、堆肥の受け入れ量が前年比で7,700トン減少し、スラリーの受け入れ量が前年比で1万1,000トン増加しております。

以上が要因となっております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） そういうふうに移して、結果として下回ってしまったということなのですが、それに対する対策というのはとられたのですか。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

お答えします。

対策といたしましては、やはり堆肥の受け入れが減ったこと、これを補うためにガス発生量が伴う食品残渣を入れることによって対応していると、このように報告を受けております。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 食品残渣についても、計画1日5トンずつ入れるというやつが、いただいた資料によると1.9トンしか入っていないというのが現状で、十分な対策というふうになっていないというのがここで明らかになるわけですが、このことについてしゃべっていると時間がないので、3番目に行きます。

ことし6月に町からいただいた資料によると、平成29年度の計画発電量は1日当たりで言うと、2万5,700kWhだったものが、平成30年度の計画発電量は1日当たり2万500kWhと、2割もダウンさせています。

計画段階でなぜここまでダウンさせたのか、説明のほうをお願いします。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

ふん尿有機物濃度の計画値と実績値に大きな差があり、ガス発生量及び発電量に影響を与えたことが結果的に収入減少につながった現状を踏まえまして、事業再建計画策定時に、計画発電量をふん尿1トン当たり発電量の実績値に基づき2万500kWhに下方修正したところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 対策を一生懸命考えているのだけど、余りうまくいっていないということだなと思います。

それに関連するので、4番目の質問にちょっと行きますけれど、「別海バイオガス発電株式会社」設立前の議会への報告では、売電額については毎年3億8,700万円を見込むようになっていました。

結果としては、これにはほど遠いというのが現状です。

当初の売電額の見込みは修正されたのか、されたとしたらどういう見込みになったのでしょうか。

事業再建計画では、発電量・売電額についてはどのようになっているかを含めお答えください。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

「『別海バイオガス発電株式会社』の経営が赤字に陥ったのは、当初計画の見込みの甘さが招いた結果である」と、これまでの答弁でも説明してきたところでございます。

先ほども説明したとおり、事業再建計画策定時に、ふん尿1トン当たり発電量の実績値

に基づき2万500kWhに計画発電量を下方修正したことから、売電額の見込みにつきましても下方修正しているところでございます。

事業再建計画では、発電量は2万500kWh、売電額は令和元年度から令和2年度までが2億7,900万円、2億7,900万円、令和3年度以降は2億6,900万円、2億6,900万円の計画となっているところでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 当初見込んだ額がもう絶望的だということで、下方修正をしたということですが、さらに令和3年度になるともっと下がるということになるのはなぜですか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

発電量や売電額につきましては、当初計画の見込みの甘さからということで先ほどから申し上げておりましたが、事業再建計画当時に下方修正したところでございます。

売電額につきましては、売電先企業との交渉において売電単価を定めているところでございます。

したがって、売電額が変更になっているのは、この契約の相手方との交渉によるものでございます。

なお、詳しい情報につきましては、相手方との守秘義務の関係上お答えすることはできないということになっておりますので、御了承願いたいと思います。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

売電単価が下がるのだな、ということだと受け取りましたが、なかなか経営的にはさらに大変になっていくということだな、というふうに受け取りました。

5点目の質問に行きます。

「別海バイオガス発電株式会社」の平成30年度の経常利益は、売上原価が大幅に減少したことにより赤字幅は確かに大きく減りましたが、それでも経常損失6,000万円以上を出したことは事実です。

事業の主要部分は発電・売電ですが、その次に重要なのは消化液・敷料の生産と販売、特に消化液です。

平成29年度と30年度を比較すると、敷料の販売は若干ふえていますが、消化液は7%の減となっています。

これも経営の困難要因の一つになっており、重大な問題です。

前述の会社設立前の説明では、消化液の販売で3,100万円、敷料の販売で460万円を売り上げる予定をしていますが、実績はどうだったのか。

平成29年度・30年度の消化液の販売額、敷料の販売額をそれぞれお示してください。

また、経営改善計画では今後どのようにしていこうとしているのかをお聞かせください。

い。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） はい。

お答えいたします。

消化液の販売額は、平成29年度が40万1,000円、40万1,000円、平成30年度が51万8,000円、51万8,000円と、前年度から販売額で11万円ほど増額となっております。

敷料の販売額は、平成29年度が264万7,000円、264万7,000円、平成30年度が795万7,000円、795万7,000円と、前年度から531万円ほど増額となっております。

消化液につきましては、当初、引き取り義務がなかったことから、計画どおりの販売ができず、消化液貯留槽に余裕がなくなり、結果といたしまして原料の受け入れを制限せざるを得ない状況がたびたび見られたところでございます。

事業再建計画では、この課題を解決するため、消化液を貯留する新たなラグーンを昨年12月に設置したほか、利用農家との協議を経て、本年4月から受け入れ原料30%分の消化液引き取り義務化を講ずるなど、消化液の利用促進を図っているところでございます。

また、敷料につきましては、コスト削減のため乾燥敷料の販売を一旦取りやめた経緯もございますが、昨年10月から灯油による乾燥敷料の販売を再開し、乾燥に要する燃料費は、利用者の理解を得た上で販売価格に転嫁することで賄っているところでございます。

現在は、灯油乾燥による敷料を立方メートル当たり3,000円、自然乾燥による敷料を立方メートル当たり200円で販売しており、敷料の安定的な攪拌を実現することにより販売額も増加傾向にあるところでございます。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

実態はわかりました。

今後の計画も含めてもう少しお聞きしたいところですが、それは次回にしたいと思いません。

6点目の質問に入ります。

「別海バイオガス発電株式会社」の抱える問題は、今まで見てきたように数多くあります。

私は、同社と町のかかわり方については慎重に考えていく必要があるし、とりわけ稼働15年後の移譲については受けるべきではないと考えています。

利用農家に損害が及ばないように、最後まで企業が責任を果たしていくよう、町は企業に要求し、実行させるよう取り組むべきだと考えています。

この点について、昨年の9月定例会で質問した際、当時の産業振興部長は、「稼働から15年目時点での株式譲渡につきましては、当初計画どおり事業が進められ、財政状況も順調に推移している場合は、譲渡を受け入れる予定としているところでございますが、今後の再建計画の実施状況の検証を行い判断すべきものと考えております」と答弁していま

す。

次の3点について伺います。

1点目。

このとき述べられた「今後の再建計画の実施状況の検証」は、いつ、どのような形で行われるのでしょうか。

2点目。

「判断」と言うのは「譲渡を受ける」か「受けない」かの判断だと思いますが、その場合の判断基準はどのようなのでしょうか。

3点目。

その判断をいつ、どのような形で行おうとしているのでしょうか。

以上、お聞かせください。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、私のほうからお答えいたします。

今後の再建計画の実施状況の検証についてですが、事業再建計画の実施期間につきましては、平成30年度から今年度までの2カ年となっていることから、まずは、令和元年度の決算が終了した段階で、会社として取締役会及び株主総会等です、しっかりと検証が行われるものだというふうに考えております。

また、15年目時点での株式譲渡を受ける、受けない、の判断基準についてですが、株主間協定では「15年目時点において本事業の円滑な遂行を妨げないと合理的に判断できる場合、書面による承諾を前提として、株式譲渡の権利が行使される」というふうに規定されています。

これは、昨年の9月に当時の産業振興部長が答弁したとおりであります。

計画的に事業が進められ、財政状況が順調に推移していることはもちろんですが、株主及び利用農家の意見等も踏まえた上で合理的に判断する必要があるというふうに考えております。

それで、その判断をいつ、どのような形で行うかにつきましては、現時点では明確に示すことはできませんけれども、議員が言われたとおりです、利用農家に損害が及ぶことがないように、適切な時期に判断を行う必要があると考えています。

以上でございます。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 1点だけ確認させてほしいのですが、この検証を誰がするかということですが、第三者機関を設けてきちっと検証するというのが正しいやり方だと思うのですがいかがですか。

○副町長（佐藤次春君） はい。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

お答えいたします。

中村議員の質問にもありましたようにですね、15年後の移譲について、稼働後15年ということですから、もう既に四年、五年たつわけですけど、そうしますと、規定ではあ

と10年ぐらいの話になりますけど、どう見ても、今、その当時、設立以前に計画していた運営状況にはなっていないですから、中村議員言われるとおり、移譲は受けるべきでないというのは、株主の現在の共通した考え方であります。

当初の計画どおり事業が進められていないのですから、このことについては、当分それをしっかり見きわめなければならないと思いますので、先ほど言いましたように、それがいつかということは現時点で示せませんが、株主の町あるいは道東あさひ農協、それから中春別農協、これらの3者が、しっかりと同じ判断をするべく協議をしながらですね、結論を出していく必要があるのだろうというふうに考えております。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

最後に、きちっと客観的な判断ができるという形での第3者機関を設けて、適正な検証を行うということを求めて質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時26分 休憩

午後 2時34分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番宮越正人議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

それでは、通告に従い3点の御質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目でございますが、北海道本島と北方四島の間をラインを遵守した操業区域の拡大及びトロール漁船対策についてということで御質問をいたします。

本町の野付半島と北方領土の国後島を望む野付水道と呼ばれる海域でございますが、漁業資源の宝庫と呼ばれております。

昭和52年3月、米ソ両国が、「200海里漁業専管水域」を設定し、それを受けて4月には、北海道、それから根室海上保安部及び各漁協の協議により北海道側の0.3～0.5海里に沿って操業の自粛ラインが引かれました。

その結果、現在に至るまで狭い海域での漁業活動を余儀なくされております。

しかし、この自粛ラインの通達は、北方領土問題の根幹である主権侵害の是非を問うことにつながり、「ソ連の不法占拠を認めることになる」との観点から民間団体の北海道水産会が設定した形式になっているのが実態でございます。

こうした政治判断は、安全操業を確立するために必要な措置であったのも事実でございますが、近年の枯渇する漁業資源対策として操業自粛ラインの縮小を求める声は少なくありません。

また、昭和63年ごろよりロシア連邦トロール漁船による操業が始まり、コマイ漁など、沿岸漁業が大打撃を受けており、別海町・標津町・羅臼町は、地元漁協と合同で国に対して申し入れの努力をしましたが、依然としてトロール漁船の操業が続いていま

す。

そこで、地域の漁業振興を推進するため、操業自粛ラインの発展的変更及びトロール漁船対策についての町長の所見をお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、関係機関に対する自粛ラインの変更を求める要請活動、この活動はまだ正式なものではないかもしれませんが、町長は、実はもう漁業者の声を聞いて関係機関に要請をしているということでございますので、その交渉結果はどのような状況になっているか、また、行政として、漁業者や漁協などの声を拾う問題把握等は行っているかということでお聞きをしたいと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

北方領土は、日本と旧ソ連が互いに領有権を主張して領海が重なっている状況が現在まで続いているところでございます。

このような状況の中、昭和52年の旧ソ連による200海里の設定に伴い、業界みずから根室海峡に拿捕防止のため操業自粛ラインを設定し操業を行ってきました。

その後、平成8年に北海道本島と北方領土の中間ラインより若干北海道側に位置する新たな操業自粛ラインを「社団法人北海道水産会」が設定したところでございます。

こうした中、平成10年に、日ロ政府間において安全操業に関する協定が締結され、ロシアの主張する領海内で、スケトウダラ、ホッケ及びタコ漁船による操業が認められたことに伴い、この海域の操業秩序を確保するための規制ラインを設定する必要性が生じたことから、北海道におきましては、既に操業自粛ラインとして定着していたラインを「北海道海面漁業調整規則」で定める法的な規制ラインとして、越境などの違反操業の未然防止と指導取り締まりの実効の確保を図ってきたものでございます。

町の要請に関しましては、本年7月及び8月に町長が上京した際、国会議員に対しまして、規則ラインの設定に関する地元の現状について説明をしているところでございます。

また、町では、有識者・漁協関係者らで組織する「別海町水産業振興対策協議会」及び「別海町漁業協同組合連絡協議会」を開催し、町内の漁業問題等に関し意見交換等を行っていますが、今まで規則ラインに係る要望等は出されたことはございません。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長はですね、代議士を回ってということで、実は動いているとのことでございます。

その辺に関しましてはですね、町長が答えられる範囲で構いませんので、ちょっと状況のほうをお知らせいただきたいというふうに思います。

それから、部長のほうからですね、会議を開いても漁業者からそういう声が上がってこないという話でございましたけれども、私の回った範囲ではですね、この話は広く話しているということでしたので、会議の席に出していない、こういう問題ですから出しにくい問題であるということも言えると思いますので、違う形でですね、何とかその漁業者の本心といいますか、その真実の声といいますか、そういうところも確かめるようなですね、対応をしていただきたいというふうに思います。

まず、町長のほう対応をですね、お聞かせできる範囲で構いませんのでお願いします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今、産業振興部長のほうから、私が7月、8月と上京した際に、代議士にその旨を要請したということの答弁をしましたがけれども、実は、国会議員の中にも、この中間ラインとその北海道側500メートルの幅の緩衝地帯の設定、そのものについても理解されている代議士自体が少ないということは、私もよくわかりました。

昔は、越境して船が取り締まられる事態が本町以外では何度かありまして、そのころのロシアとのあつれきの関係もあって、緩衝地帯を設定したというような経緯もあったようでございます。

現実には、今、根室管内の5単協共同でホタテ事業を行っておりますけれども、その面積がだんだん少なくなってきた、全体で獲れる量も減ってきたという中で、中間ラインからの500メートル、ずっとライン沿いに続きますから結構な面積になるわけで、ここがホタテの放流地域にでも開放してくれれば、まだ生産力が上がるのではないかと、そういう期待が漁業関係のほうから上がっているのも、私としては情報をつかんでおまして、これは、今言っておかなきゃならんと思ったのですが、代議士の先生方の反応としましては、今ちょうど安部首相とプーチン首相との日ロ平和条約の締結に向かって動いている中で、新たなそういう課題を挙げてよいものか、プラスになるのだろうか、マイナスになるのだろうか、そういう影響もしっかりとにらんだ中で対応していかなくちゃならん。

ただ、「地元の要望としてそういうことがあるということは、しっかり国会議員として認識しておくから」という回答は得ておりますので、そういう情報をしっかり上に上げたということは御理解いただいて、今後ともロシアとの平和条約締結に向けた動きの中で、いろいろな共同経済活動とか、そのほかいろいろな活動が出されていく中で、その課題も挙げてよい状況であれば、ぜひテーブルの上に出していきたいというようなことで、今後とも動いていきたいと思っておりますので、御理解をよろしく申し上げます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今、町長のほうからですね、地元の窮状を踏まえて、こういうふうにしてきたという話を伺いました。

「巽」と呼ばれる海域のホタテはですね、その大きさからジャンボホタテだということでは皆さん御承知のところでございますけれども、この漁場がですね、中間ラインに最も近いというのは事実でございます。

中間ラインの付近はですね、ホタテ、ウニやアオヤギなどの貝類には最適な砂場がありましてですね、先ほど先輩議員の松原議員からもお聞きしましたがけれども、多くの漁民がですね、自粛ラインの拡大をお願いしていると。

そして、100メートル、200メートル、中間ラインに近づくということになれば、その自粛ラインが狭くなるということでございますけれども、そうなればですね、相当水揚げも違ってきます。

そして、ほかの魚種にも影響が出てくるということでございますので、今、町長からですね、政府の動きに対しても話がございましたけれども、その辺をですね、考慮していただきながら、諦めずといいますか、何とかですね、漁民の思いを届けていただきたいというふうに思います。

1海里でございますから、海の上では、1海里1,852メートルと。

それから0.3海里～0.5海里がその自粛ラインということで、場所によっては違うら

しいですけれども、そういう面で言えば、その0.3海里が515メートル、0.5海里で言えば926メートルもその中間ラインから内側で操業しているということでございます。

それが100メートル、200メートル違うと相当違ってくるということでございますので、その辺の事情をですね、何とかお伝えをいただいて、その実現に向けてリーダーシップをとっていただきたいというふうに思います。

それから、行政の方にはですね、いろいろな制約の中で動いていただくことになると思いますけれども、行政は、行政のほうで、道の水産部、水産庁を通すというような形でですね、その辺の地元の窮状も伝えていただきたいというふうに思っています。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

別海町議会は、平成30年3月16日に「根室海峡海域におけるロシア連邦トロール漁船に関する意見書」を国に提出していますが、行政としては、この1年、どのような対策を講じてきたのかお伺いしたいと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

近年、ロシア連邦トロール漁船の根こそぎ操業により、根室海域に生息する水産生物資源の減少が顕著に表れており、漁網・漁具被害も依然発生している状況です。

本町においては、コマイ漁の水揚げが、平成21年度には8,213トンありましたが、平成29年度には48トンまで激減しており、漁業者の経営を圧迫させている状況でございます。

このようなことから、平成25年度から毎年度、別海町、羅臼町、標津町の3町及び3町議会並びに関係漁協合同で、根室海峡におけるロシア連邦トロール漁船の操業確認と即時停止についての要請を北海道・北海道議会・北海道水産会・農林水産省・外務省などに対して行っているところでございます。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

今、産業振興部長からお話がありました。

25年からそういう活動もしているということでございますけれども、これまでの経過を受けてどのようなですね、感触を得ているのかということでお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 私は、28年から一緒に行っておりますけれども、感触といたしましては、一番肝心なのは外務省かなというふうに思っておりますけれども、なかなか進展が見えない状況にあります。

ことしも、また3町でしっかり行こうということで、北方担当大臣も今回変わりますので、なるべく早急に出向いて、しっかりこのことをまた言っていかなきゃならんと思っております。

これは、本当に資源を根こそぎ獲ってしまうということで、後々に係る影響というのは大変大きなものがあると思っておりますので、しっかり訴えていかなきゃならんというふう

に思っております。

ただ、これも先ほど申し上げましたように、中間ラインの一件と同じで、今後、平和条約締結に向けてのいろいろな条件の中で、いつ言ったほうがよいのか、どういう形で問題提起したほうがよいのか、そこら辺も慎重に外務省・農水省の判断を受けなければならないのですが、地元の現状をしっかりと省庁に伝えていくことはこれからも続けていきたいと思っております。

あとは、外務省・農水省・内閣府の判断に委ねるしかないと思っておりますけれども、強く地元の意向は伝えていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

お答えをいただきましたけれども、先ほどもですね、中間ライン、そしてトロール漁船の話もそうなのですが、地元はですね、常に我慢しかないのですね、状況としては。

それは、政治力で打開できるものかということになりますけれども、その外交問題も含めて難しい問題なのは重々承知しておりますけれども、我慢すればよいのだということではなくて、その窮状は窮状として伝えていただいて、漁民の身になるといいますか、そういう成果のあらわれる交渉をぜひ行っていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目の質問でございますけれども、外交交渉を要する漁業振興対策は、広域的な取り組みも必要と考えますが、町村会など、関係機関への協力を求める考えはありますか、ということで御質問したいと思っております。

先ほど、産業振興部長のほうから「3町で」という話ございましたけれども、道の町村会の枠組みでということで、町長のほうからお話をいただければと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 私からお答えさせていただきたいと思っております。

先ほど申し上げました根室海峡におけるロシア連邦トロール漁船の操業確認と即時停止についての要請のほかに、「根室地方総合開発期成会」及び「北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会」におきましても、同様の内容で要請を行っており、今後におきましても継続して要請する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） すいません。

最初のほう、ちょっともう一回申し上げます。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 「根室地方総合開発期成会」ということになっております。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 町長にお伺いしますけれども、この問題を道の町村会を挙げてですか、組織だったものにならないかということで、町長の見解をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） ロシアとの平和条約の締結については、全道の町村会の課題になってもよいのかなと思いますけれども、根室海域における水産振興に関しましては、全道の町村会の課題には今まで上ってはおりません。

したがって、やはり地域の課題と言う形で、根室管内の期成会及び北方隣接地域の協議会、5つの自治体の協議会ですけれども、そういった組織でしっかり訴えていきたいということをごさいますして、なかなか全道の町村会の中でというのは、いまだ水産のことに関しては出ておりません。

ただ、平和条約の締結についての話は出ております。

御理解をお願いします。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

状況はわかりました。

ただですね、町長のリーダーシップをもってですね、ぜひ、漁家の窮状でございますので、伝統的な枠組みの中で取り組んでいただいて、道の町村会など、大きな組織としてですね、動いて、政府の交渉にも当たっていただきたいなというふうに思います。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

ニーズ調査による戦略的な別海高校の支援策の実施と進行中施策の早急な改善についてということでお伺いをします。

別海高校の間口減問題に端を発した町の支援策は、寄宿舎の整備等、官民協力して実施をされております。

しかし、ここ3年、出生数が著しく減少しており、また、町外の高校に進学する生徒も多く、さらなる積極的な間口確保策に取り組む必要があると考えます。

間口が減少すると、本町の教育環境の悪化だけでなく経済損失が発生します。

このため、本年度予定している第2期となる「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要なテーマと考えます。

戦略的に的確な間口確保策を実施していただきたく、以下の5点にわたり質問いたします。

まず、1点目でございますが、別海高校の支援策を講じるに当たって、何より大切なのは、町内の中学生がどのような夢を持っているかなどをしっかりと分析することと考えます。

毎年、進路選択の結果を確認して一喜一憂するのではなく、進路選択前の子供たちのニーズを拾う施策は必要不可欠であると考えますが、教育長はどのように考えているかお聞かせ願います。

また、これまでニーズ調査をしているのであれば、その結果からどのような分析をして施策を講じているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○教育長（伊藤多加志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（伊藤多加志君） はい。

それでは、お答えいたします。

本町における地元別海高校に対する支援については、地域活性化や本町の経済振興を支える人材の育成を進めるため、寄宿施設への助成を初め、各種支援事業を推進するとともに、高校と町内各中学校が交流する機会を促進し、魅力ある高校として選択できる環境を整え、普通科3学級の確保及び酪農経営科の増員に向け取り組みを進めてきているところです。

別海高校の支援策の実施に当たっては、担当部局における支援策の検討や関係機関等からの要望を受けるなど、町として、支援事業についての検討を行い、高等教育支援の充実に向けた施策を推進しております。

各中学校では、教育活動の中で各生徒の将来の夢等について把握しております。

教育委員会が、各校生徒の夢について集約し分析することは行っておりませんが、大事なことだと認識しております。

これまでのニーズを把握する調査につきましては、平成27年7月に、別海高校に関するアンケートを町内中学生及び保護者を対象に実施しました。

また、平成28年8月には、寄宿舎等設置に関するアンケート調査を町内中学3年生、別海高校1年生及び2年生の保護者を対象に行い、ニーズを把握してきたところです。

この調査から、具体的なニーズを把握することができ、この結果を有効に活用することが可能となっております。

今後も「北海道別海高等学校教育振興会」・別海高校等との連携を図り、必要な支援策等についてのニーズを把握するとともに、別海町校長会との情報共有や、必要に応じて、町内の中学生・高校生・保護者等へアンケートを実施するなど、高等教育支援の充実に向けて取り組みを進めてまいります。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 今の御答弁を聞いていますと、もう限りなくやることはやっているというふうに印象を受けましたけれども、本当は一番大事なのはですね、中学生がどんな夢を持って高校に行きたいのか、高校に行ったら私は何がしたい、僕は何がしたいということも含めてですね、どんな夢を持って高校生活を送りたいかということが一番大事なことなのではないかなというふうに思っております。

その辺をですね、可能な限り町の支援で具現化できるようにですね、アンケートといたしますか、その調査のほうも細部にわたってですね、検討していただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2番目でございますが、現在、寄宿施設に入居している生徒について、町内・町外の生徒の人数と割合はどのようになっているかお聞かせ願いたいと思います。

また、間口確保を目的とした寄宿施設は、町外からの入居を当初狙ったものであると考えますけれども、現段階ではですね、教育委員会の狙いどおりに寄宿施設の利用が進んでいると考えているかお聞きしたいと思います。

それから、町外からの入居が進んでいない場合、寄宿施設の利用料に問題があるのか、そして、そのPR等に問題があるのか、その辺の教育委員会の見解をお聞きしたいと思います。

ます。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この質問については、私のほうからお答えさせていただきます。

現在、寄宿施設に入居している生徒は、1年生4人、それから2年生が8人ということで、合計12名現在入居しております。

入居12名のうち、町外から入居した生徒は、1年生が1名、2年生が2名の町外合計が3名というふうになっておりまして、全体の25%は町外からの入居ということになっております。

寄宿施設の入居者の範囲は、町内だけでなく、町外の生徒も想定しているところですが、本年度においても町外の生徒の入居があったということから、町内外の方々による利用が順調に進んでいるものというふうに考えております。

寄宿施設の入居者数の見込みについては、町外と町内の内訳までは想定しておりませんが、運営開始から毎年6名程度の入居ということで、3年間で全て19室に生徒が入居するというふうに見込んでおりました。

本年度の入居者数の合計は12名となっており、見込みに近い数値で推移をしておりますので、各種機会でのPRにより寄宿施設の情報が町内外へ広く伝わっているものというふうには考えております。

なお、入居費等については、昨年度、入居者の保護者全員を対象として行いましたアンケートによりまして意見を確認しております。

回答のあった全員が「意見なし」ということであつたことから、適正な金額として保護者の理解をある程度得ているというふうに考えております。

寄宿施設は、民間の施設ですから、別海高校を選択しやすい環境を整備することは、町内外からの入学者の増加につながることから、今後も寄宿施設の順調な利用が進むよう、関係組織の協力を得ながら、PRへの協力、そして、その他の支援を継続して行うこととしております。

また、寄宿施設が生徒を預かる施設として、父母からも高校からも安心と信頼を得る施設であるよう、関係者により組織しております「別海高校生徒用寄宿施設管理運営協議会」による協議や必要な連携も続けていくこととしておりますので、御理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

教育委員会の見解としては、ある程度満足をしているということで、そういうことで捉えられると思うのですけれども、果たしてそれで足りるのかなというところもあるかと思ひますので、さらなるですね、先ほど言ひましたPR活動等々、もう少しですね、十分成果がですね、どんどんこうあらわれてくるような政策をとっていただきたいなというふうには思ひます。

それからPR不足の一端でございますけれども、別海高校の寄宿舎の問題が出てまいりましたときにですね、足寄町の寄宿舎を見学ですか、視察にということで伺つておりました。

たけれども、その足寄町のホームページを見ますとですね、トップページに「足寄高校へ進学を考えている生徒・保護者の皆さんへ」という専用ページを設けています。

そのページを開きますと、町を挙げて足寄高校に来てほしいという熱意が伝わるようなですね、その写真やら、施策の支援内容が掲載されています。

別海町の場合は、「充実の子育て支援」という特集ページにも、「教育・文化・スポーツ」のページにもですね、別海高校の支援策の情報が見当たりません。

別海高校の支援策をホームページに掲載をしないのがですね、私が指摘をするPR不足と言えないかということなのでございますけれども、足寄町のホームページを見ますと、横田議員の質問にあったようにですね、給食の無償提供も実はしております。

そういう魅力的な施策を含めてですね、たった1ページなのですけども、それにまとめられているということで、非常に足寄町の熱が感じられるようなホームページでございます。

可能であればですね、早急に同様の対策が必要ではないかというふうに思っておりますので、教育委員会のほうでもですね、検討していただきたいというふうに思います。

検討していただけますか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

今、宮越議員のほうから御意見のありました足寄町の支援、私もこの視察といいますか、これには同行して見てきてもおります。

今、貴重な御意見というような形で受け取らせていただきたいのですが、足寄町では、ホームページのトップページにおいてですね、熱のあるそういったPR活動が行われているということです、すぐできるようなところはですね、我が町のほうも改善をしていながらPRのほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

ただいま教育部長の答弁がありましたけども、少し補足をさせていただきたいと思うのですが、御存知のとおり道立の別海高校の管理運営につきましては北海道であるということで、支援策については、例えば標津高校であっても、羅臼高校であっても道立でありますけれども、同じように市町村が支援をするということです。

足寄の高校も同じだと思いますけど。

宿舎のことでちょっと申し上げますとね、議員もわかっていても触れなかったのかもしれませんが、足寄は、もともと高校生を限定して施設をつくったのではなくてですね、若い人方がどなたでもそこに入居できますよという形で国の補助を受けてつくった施設に高校生を入れてきたと。

ですから、施設を整備したのは町であります。

施設そのものですね。

その後、人気もあって、高校生だけではないですけども、いろいろな方がそこに入る。

そんな中では、今回、また地方創生の資金なども活用してですね、高校の宿舎ということで整備をしてきているということで、その施設の所有者は町であるということからです

ね、全面的にPRをするということも、条例のつくり方にもよると思いますけれども、あるのかなというふうに思いますけれども、一つだけ別海町の寄宿舎のことで言いますと、民間の方のやってもらっているものをですね、町が支援して一緒にやっているということからですね、あまり、町あるいは教育委員会の立場でですね、積極的にそれをやるとどうなのかということもちょっと背景にあるということもちょっと含んでおいていただきたいというふうに思います。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） 教育部長、そして副町長のお答えはよくわかります。

本当に民間の、官庁の、ということで、その差はあるかもしれませんが、僕はですね、教育委員会だけのページでも構いませんけれども、寄宿舎があるよと、いろいろな支援策を全部網羅して、誰が見てもですか、目を引くような改善をしていただきたいなというふうに思います。

宿舎に特化したものでなくても構わないと思いますので、別海町は、別海高校に来てくれれば高校生には優遇します、というようなですね、内容で結構だと思いますので、その辺を考慮したものに変えていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

教職員の働き方改革の一環として、中高の部活指導に外部コーチを招聘する動きが全国的に加速をされております。

また、少年団活動等により技能を高めた中学生が町外の高校を選択する、町の動きが止まっておりません。

その対策にスピード感と積極性が必要であると考えます。

硬式野球部のですね、指導体制の強化や硬式野球部以外の部活動へ人的支援を拡充する考えがあるのかお伺いしたいと思います。

また、これまでの当議会の各種委員会調査で、外部指導者に対するですね、待遇を改善する必要があるのではないかと再三にわたり委員から質疑が続いていますが、来年度予算要求に向けた教育長の方針を伺いたいと思います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

私のほうからお答えをさせていただきます。

「外部指導者派遣事業」に係る派遣の目的・必要性につきましては、別海高等学校への外部指導者を派遣することにより、部活動の充実及び活性化を図るとともに、入学生徒の安定的な確保も目的にしております。平成29年4月1日から要綱を制定し事業を実施してきております。

あわせて教育委員会では、学校における働き方改革を推進しており、部活動時間の短縮化や定期的な休養日の設定を推進する立場から、改善に向けた指導体制の充実・確保が求められているというふうに考えております。

現在、別海高等学校長から硬式野球部外部指導者の申請があり、1名の監督経験者を外部指導者として派遣をしておりますが、今後、学校長からの申請があった場合には、妥当性等を判断した上で対応をまいります。

また、外部指導者への賃金につきましては、現要綱策定時にほかの自治体の事例を調査

し検討を行いました。道内の類似の事例が少なく、最終的に町が定めます「定数外職員取扱要綱」及び各所属の勤務時間等に関する規程等を準用してきました。

平成30年度までは、時給830円で290日の指導に対しまして81万8,000円を支給し、今年度につきましては、時給920円で90万4,800円の支給見込みであります。

年間で8万6,800円の増額というようにはなっております。

指導者の待遇については、継続して事例をこれまで調査しておりまして、国の省令に基づき北海道が策定しました「道立学校における部活動指導員に係る身分等取扱要領」、この規定が、現在町のほうで行っている派遣と異なりますか、任用条件に近いということがわかりましたので、これを参考に見直しを進めたいというふうに考えております。

以上です。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

今、教育部長からお答えをいただきましたけれども、学校長から申請があったとかですね、高校から要請があったとかという言い方なのですけれども、実際それでよいのでしょうか。

そこら辺が、別海町が熱を持って高校を支援するのだというふうなところにもつながっていくのかな、というふうに思います。

高校側が、遠慮しないで教育委員会に支援をしてくれないかとですね、言ってくるほうが多いのかですね、実は何かやることありませんかというふうなですね、押しかけでもよいですから、そういう形で教育委員会として、町として、外部指導者が野球部1名ということでございますけれども、そのほかのスポーツも含めて、スポーツだけではありません。

文化部もそうだと思うのですけれども、何でもかんでも町がやればよいというのではないのですけれども、可能な限り子供たちの夢につながるような要請、そしてその人材を町のほうで見つけて、別海高校の指導のほうに当たってもらうというような対策がとれないものかな、というふうに思います。

酪農科のですね、話も出たのですけれども、例えば、端的な例で言うと、鶴川高校は皆さん御存じだと思いますけれども、それも人口減対策から始まって鶴川高校の支援策がされてまいりました。

それは、もう端的に当時の校長の野球が強くなれば生徒が集まるという単純な発想からですか、それからあらゆる政治力も使いながら、先般亡くなられた佐藤茂富監督を招聘して、そして、そのほかに3人ですか、甲子園に導いた監督を招聘して……。

○議長（西原 浩君） 宮越議員。

もう少し簡明に質問をお願いします。

○1番（宮越正人君） はい。

というような例もございますので、やると決めたら、本当に手を抜かないといえますか、やるだけやってみるといような状況もですね、考えていただきたいなというふうに思います。

昨日の町長のですね、行政報告の中にもありましたけれども、本町の児童・生徒のスポーツの活躍ですか、評価をしているということで、町長は、それらの活躍は財産という

ふうに捉えているというふうなお話もしておりましたけれども、町長は、支援策がいろいろあると思いますけれども、そのあたりはどのように考えているかお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 宮越議員。

もうそろそろ時間もあれなのですけれども、4点目に入りますか。

今の答弁もらいますか。

○1番（宮越正人君） 一言お願いします。

○議長（西原 浩君） では、町長の所見を。

○町長（曾根興三君） 4点目についてですね。

きょうの新聞にも載っておりましたように、「別海高校は久しぶりに1回戦を勝った」という報道がなされました。

やはり別海高校の野球部に島影監督が来てくれたということは、大変大きな影響を与えているというふうに思います。

待遇が適切かどうかということについては、先ほど部長のほうから紹介がありましたように年間80万円とか90万円のお金でやってもらっていると。

大変気の毒に思っております。

道の制度上、今、そういうふうになっているというふうなことですけれども、できれば、やはりしっかりした報酬で、心置きなく子供たちの指導ができるような体制をとっていくことが大事だなと。

今後、ほかの外部指導員を頼む際にも、そういうところを整備していかなきゃならんことだな、というふうには思っております。

また、建前上、建前上と言ったら失礼ですけど、高校からの要請があつてという形になっておりますけれども、私は、やはり別海高校をより広く生徒が集まってくれるような学校にするためには、町が、そういう子供の指導者が必要だと思えば、しっかり指導者を探すことと、そういった指導者を受け入れてもらえるような体制を高校の校長のほうで理解してもらえるような、そういう調整をしていくことが大事なことだと思っておりますので、今後とも、外部指導については、よい人材がいれば取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解よろしくをお願いします。

以上でございます。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

4番目の質問とダブってしまいましたので、今のお答えで5番目の質問に移りたいと思います。

5番目の質問です。

地域おこし協力隊員を積極的に配置する方針が、先の定例会でも示されました。

観光部門や移住定住部門での募集をかけても、なかなか多くの応募がないと聞いておりますけれども、現在、町では総合戦略を策定中ですが、スポーツによる人材支援にかかわりたいという若者を積極的に地域おこし協力隊員として確保して、スポーツ強化による別海高校の魅力向上により社会減の抑制を狙うなど、戦略的に協力隊員を活用した高校支援はできないのかお聞きをしたいというふうに思います。

それから、本年度の総合戦略の策定に向けて、高校の間口確保による「まち・ひと・し

ごと」の創生に関する町長の戦略を伺いたいと思います。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

ただいまの質問については、私のほうからお答えいたします。

地域おこしのための一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図ることを目的に活動する地域おこし協力隊には、本町でも、現在活動している方を含め、これまで3人が従事しております。

今後におきましても、本町の移住定住や農業・観光対策等の各分野で活躍いただきたいという思いから、現在複数名の協力隊の委嘱に向けた取り組みを進めているところでございます。

地域おこし協力隊を活用した別海高校の支援策についてですが、活力ある地域を創造するためにあらゆる場面で地域おこし協力隊員に活躍いただきたいのはもちろんでありますけれども、思うように必要な人材を確保できないというのも実情でございます。

また、道立である別海高校の部活動に対して町が委嘱する地域おこし協力隊員を活用するという点については、その位置づけ・身分等についても十分に整理する必要があります。

また、別海高校の間口確保については、「第7次別海町総合計画」において主要施策に位置づけている施策の一つですので、7次総合計画と連携して策定することとなります。「第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、第1期の戦略同様、各種高校支援策に取り組んでまいります。

また、この総合戦略策定の中で、前段で質問のありました部活動にかかわる外部指導者の待遇改善等も踏まえ、魅力向上につながる支援策のあり方について、必要な協議や検討を進めてまいりたいというふう考えておりますので、よろしくお願いたします。

○1番（宮越正人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 1番宮越議員。

○1番（宮越正人君） はい。

協力隊員の現状は、よくわかりました。

道内ではございませんけれども、栃木県あたりではですね、元Jリーガーを地域おこし協力隊員に任命をして、小・中・高の授業や部活動、そして、それぞれの部活動の臨時コーチを務めるなどの指導にかかわっていただくというふうな手だてもしているそうでございます。

そういう例もございますし、例えば、足寄町でも紋別市でもですね、元日本ハムファイターズの選手を期限付きの職員として採用して、足寄高校、そして紋別高校の指導にいずれも当たっているという状況もございます。

「それらの任用条件も整備する」という副町長から御答弁ありましたけれども、それらも喫緊に整備をして生かしていただきたいなど。

制度そのものをですね、生かしていただきたいなというふうに思います。

これはですね、一旦手を抜くといいますか、手をかけた支援でございますので、手を抜くことなく、教育委員会だけではなくて、町もこれだけ一生懸命なのだということがわかるようなですね、積極性のある、スピード感も感じられるようなですね、政策をとっていただきたいというふうに思います。

それでは、3つ目の質問に移りたいと思います。

あと1分ですか。

○議長（西原 浩君） 宮越議員、時間が。

○1番（宮越正人君） 以上で終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で1番宮越正人議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時34分 休憩

午後 3時45分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

お疲れのこととは思いますが、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

本日は、大きく2点質問させていただきます。

まず、最初の質問です。

本町における海洋プラスチックごみと漂流ごみの漁業への影響は、ということで質問させていただきます。

海洋プラスチックごみの問題は、世界的な課題として先に開催された「G20大阪」でも議題として取り上げられ、2050年までに新たな海洋プラごみ汚染をゼロにするという「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が宣言されたところです。

日本国内においては、四方を海に囲まれた良好な海岸環境を守るため、平成21年7月に議員立法による「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）が施行されました。

この法律の施行を受け北海道は、「北海道海岸漂着物対策推進計画」を策定し、平成28年3月から第2次計画が進行中であります。

海洋プラスチックなどを含む漂流ごみの問題は、別海町の基幹産業の一つである漁業への影響や、観光や健康被害など、多岐にわたる影響が懸念されることから、本町としても具体的な行動が必要になってくると考え質問いたします。

1点目です。

海洋プラスチックや漂流ごみは、本町だけに由来するものではないものの、基幹産業である漁業に対し大きな影響をもたらすと考えられます。

海洋プラスチックや漂流ごみ本町の漁業にどのような影響をもたらしているのか、その実態を把握することは重要であり、町として、対応策の策定や住民が自分ごととして捉え行動するための指標づくりに欠かせないものと考えます。

海洋プラスチックや漂流ごみの実態について具体的な影響調査が必要と考えますがいかがでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

海洋プラスチックや漂流ごみの問題に関しては、一自治体だけではなく広域的な問題であるとともに、日本国内にとどまらず、国際的な問題でもあることから、町単独での調査をする予定はありません。

なお、環境省が平成28年度に行った海洋ごみ調査は、漂着ごみに関しては全国で10カ所、さらに、漂流ごみ、海底ごみ及びマイクロプラスチックに関しては日本沿岸海域3カ所に加え、沖合海域においても実態調査を実施しているところでございます。

また、北海道におきましても、平成25年度に海岸漂着物の実態調査を実施しており、両調査とも結果が公表されているところでございます。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

産業振興部長がおっしゃったとおり、我が町だけで単独でやるのは、これは無理があると思いますが、当然、これ前浜での漁業もありますので、そうした海産物に対する風評被害ですとか、そういうものを防止していくためにも、この調査というのは何らかの形で、自分たちのところの部分だけでも、ほかの1市3町と協力し合ってやっていくとか、そういうことも考えていく必要があるのではないかなど。

風評が出てから対応するのではなく、その前に対策をとっていくことが大事ではないかなど考えます。

それについて御答弁いただければと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

風評被害ということでございますが、国の調査におきましても、海洋プラスチック類、多いのは、日本海側とかですね、東北・太平洋側ということで、主にですね、東南アジアのほうから黒潮とか、いろいろな海流に乗ってやってくるというようなことでございまして、北海道におきましては、1カ所、落石海岸で実施されておりますが、そういう海洋プラスチック類は少ないというような報告も受けておりますし、根室海峡での調査も実施していないところでございますし、漁協関係者等からもそのような苦情等、情報もない状況でございますので、現在のところは調査をする予定はないということでございます。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

調査をしたことがないので、実態はよくわかってないのが、これ現実の問題だと思います。

ただ、やっぱり先ほども申し上げましたように、少ないから、というよりも北海道の調査もそうですけど、根室海域においては年々ふえているという調査結果が出ているわけですし、それを考えたときに、確かに別海町の前浜は海流があって、全てが根室側のほうに、南側のほうに流れていくという傾向があるかもしれないですが、それを踏まえてもですね、砂の中に含まれるマイクロプラスチックですとか、そういうものの調査を実際行っ

ていないのに、なぜ「大丈夫だ」ということを言えるのか、「取り組みをしない」ということがそうやって言い切れるのかということについて、ちょっと見解を伺いたいと思います。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 「大丈夫だ」ということではなくてですね、そういうような情報がございませんし、特に日本海側とかですね、沖合海域でのそういう情報はございますが、この辺のところの情報はございません。

その中で、別海町だけ単独で調査をやるところではないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

堂々めぐりになってしまいますけど、私は、「別海町だけでやってください」とは言っていないです。

要するに次のところにもありますけど、いわゆる関係者がたくさんいますよね。

当然、別海町は、行政としてかわり、それから、沿岸漁業を営んでいる人たち、獲れたものを加工する人たち、いろいろな人たちがそこにいるわけですから、そうした人たちが一緒に協力し合ってやっていくということ。

あとは、道ですとか、国ですとかの力も借りながら、この沿岸、自分たちがこう考えているのだけど、調査の協力をしてもらえないか、という働きかけもできると思うのですね。

そういうことはどうか、ということをお伺いしているわけです。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 木嶋議員おっしゃることも重々わかりますが、国や道がどのような調査を今後必要としているかを十分見きわめましてですね、来るべきときが来たら、そういう対応をする可能性はございますが、先ほどから申し上げているとおりですね、現時点ではそのような予定はございません。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

これについては、いろいろな取り組み方があると思いますので、これからも追跡していきたいと思います。

2番目の質問です。

海洋プラスチックごみや漂流ごみは、海岸に打ち上がり堆積することにより景観を損ねる結果、観光業にも大きな影響をもたらすと考えられます。

町として、現状を捉えるための調査や利害関係者との連携など、具体的な取り組みはどのような形で進められるのでしょうか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えします。

本町では、漂着ごみに関して調査は実施しておりませんが、海洋ごみが町内一部海岸に漂着していることは確認しているところでございます。

海洋ごみに関する具体的な取り組みといたしましては、海上での漂流ごみについては、漁業者が、操業中に魚網等にかかったごみを持ち帰って処理などを行っているところでございます。

また、漂着ごみに関しては、町も協力しているところでございますが、漁協職員や女性部等が主体となり、漁港内清掃活動などを実施しています。

観光面におきましては、海岸管理者である北海道や漁協等の関係団体と連携・協議等は特に行ってはおりませんが、野付半島においてごみ拾い等の環境整備を実施している団体に対しまして、町において活動費補助や収集されたごみ処理の対応をしているところでございます。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

「北海道海岸漂着物対策推進計画」の中にも、市町村の役割としてきちんと協力義務ですとかその他何項目かうたっておりますので、そのあたりももう一度確認していただいでですね、取り組みを進めていただきたいなというふうに考えます。

3点目です。

「第7次別海町総合計画」では、大きく「環境」についての記載はありますが、特に海洋ごみについての記述は見当たりません。

総合計画のローリング時や見直し時期などに、海に面した自治体の責務として、海洋プラスチックごみや漂流ごみ対策についての計画の追加や問題点を明文化し、具体的な事業化まで考える必要があると思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 木嶋議員の御質問でございますけれども、海洋プラスチックごみや漂流ごみ対策につきましては、国内外において喫緊の課題であると認識をしているところでございますが、この問題は、先ほどから担当部長が申し上げますが、一自治体において解決できる問題ではないと考えていることから、現状では計画に追加する予定はありません。

ただ、海洋汚染に対する考え方につきましては、北方四島におけるごみの海上投棄を防ぐための共同活動による廃棄物処理施設の建設、これらについては、私は発言をしております。少しでも海の汚染を防ぐ取り組みに積極的に参加すべきであるという考え方でおります。

ことし10月に、来月ですけれども、行われる道内の町村長会が主催します政策懇談会、これの中でも議題の一つとして、漂流・漂着ごみ対策について話し合うと、意見交換会を行うということになっておりまして、全道の自治体で統一した考え方を持たなければならないというふうに私も考えております。

今後とも、こういった情報は、全道各地の首長方としっかり取り交わしながら対応していくことが大切であると、そういうふうに思っております。

なお、部長からもありましたように、本町においては、これまで海洋プラスチックごみや漂流ごみに関する被害等の報告はありませんけれども、民間ボランティアによります野付半島の清掃とか、床丹海岸の清掃等、または漁港内の清掃等も実行されておりまして、町としての全体的な大がかりな取り組みには今のところまだ取り組んでおりませんが、海岸地域に住む住民の方々の自主的な対応が今は行われているということで、今後、町全体として、必要な状況になった場合にはしっかり対応していかなくやならんと、そう思っております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

私、(3)の質問をさせていただいたのですが、それについての答弁が全く入ってなかったのですが、「総合計画に今のところうたっていないのですが、その中に明文化していくということが必要じゃないか」ということを聞いたのですが、それについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○議長（西原 浩君） 木嶋議員、「計画する予定はありません」と、それについては、町長は答弁いたしました。

○7番（木嶋悦寛君） はい、すいません。

大変失礼しました。

「必要がない」ということですが、実際にはやっぱり大きく影響してくることもあるので、先ほど、「調査の計画もない」ということで「来るべきときが来れば」という話でしたが、やはり大切な部分ではあると思いますので、そうしたやっぱり何も海洋プラスチック、それから漂流ごみ、全てが海起因のものではないです。

その海起因のものは全体の5%と言われてますし、95%は陸域からの流出によるもので、今回、私も福祉の常任委員長をしておりますので、漁業関係に絞って質問させていただきましたけど、これについては、内陸部からの流出ですとか、そういうことも含めて、これから議論しなければいけない部分が大いかなというふうに思いますので、引き続き追跡していきたいと考えます。

では、2番目の質問に移ります。

多様化する現代社会においても、なお人権の尊重は最重要の課題となっており、本町でも第7次総合計画の中で「人権とは、すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利または人間が人間らしく生きる権利で、社会において幸福な生活を営むために生まれながらに持つ基本的な権利となっています」と明記され、まさしく一人一人の人権尊重を目指したまちづくりが進められているところです。

近年、性的少数者に対する注目度が高まり、LGBTという性的少数者を表現する言葉も日常的に聞かれるようになってきました。

しかし、まだまだ性的少数者に対する偏見は根強くあり、人権尊重を最重要とする社会においても大きな課題の一つとなっています。

2015年4月、全国で初めて東京・渋谷区において同性カップルに対して「結婚相当の関係」を認める証明書の発行が行われるようになりました。

本年7月時点で、既に同様な制度を導入している自治体は、全国で23に上り、本町の友好都市である枚方市でも本年4月1日より「パートナーシップ宣誓制度」が始まりました。

た。

道内では、札幌市において2017年6月1日より「パートナーシップ宣誓制度」が既に行われています。

ほかにも本年度予定・検討している自治体も9自治体あり、一気に「パートナーシップ宣誓制度」は、広がる勢いとなっています。

こうした制度は、法的な婚姻ではないものの対外的に証明する手段を得ることで、生きづらさの解消や社会的な理解を進める効果があり、パートナーシップを初めとする多様な性を受けとめる人権尊重社会の実現に寄与するものと考えます。

1点目の質問です。

性的少数者の方は全人口の8%に上ると民間の統計機関により確認されていることから、本町の人口を1万5,000人とした場合、約1,200人の性的少数者がいる計算になります。

実態を詳細に把握されていないとは思いますが、本町における性的少数者の存在に関する認識を伺います。

○福祉部長（今野健一君） はい。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

私のほうから質問にお答えいたします。

本町における性的少数者については、人数はもとより、実態については把握をしておりません。

LGBTの方は、外見からはわからない方もいるため認識できないことや、相談を受けたという事例もないことから、把握するすべがないというようなことが現状です。

しかし、統計上の割合から考えると、一定程度の方はいるのではないかと推測されるところです。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

統計からも、一定程度の方がこの地域に存在するということの共通認識は得られたかな、というふうに思っております。

2番目の質問になります。

2016年に宝塚大学看護学部日高研究室により行われた性的少数者へのアンケート調査（サンプル数：国内に在住する性的少数者の当事者1万5,064人分）によると、小・中・高におけるいじめを受けた経験者は、全体の6割に上り、また、同性愛について学校で習った経験のある人が、10代で5割、全年齢では3割しか教えてもらっていないとされ、「同性愛は異常」と個人的な価値観を押しつける教員がいたことも調査から判明しています。

偏見によるいじめや差別は、性的少数者の人権を踏みにじるだけでなく、生きづらさを助長し、社会的に認められない困難さからみずから命を絶ってしまうケースもあります。

学校現場として、偏見や差別解消に向けどのような教育が行われているか伺います。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

この御質問は、私のほうからお答えをさせていただきます。

各学校現場における人権教育は、人権教育・啓発推進法に基づき、学習指導要領及び文部科学省からの各種通知により教育活動全体を通じて推進することというふうにされております。

このことから、本町では、偏見や差別の解消について、社会科や学級活動など、特定の教科だけではなく、学校教育活動全体を通じて行っております。

LGBTに関しては、それに特化した学習は行っていないですが、全ての中学校と一部の小学校、小学校は、昨年度は5校でしたけれども、社会科公民分野の「平等権」のほか、保健センターの保健師や助産師を外部講師として招いた総合的な学習の時間の「性の教育」の中で触れるなど、内容を取り扱っております。

また、その他の学校でも、学習指導要領に基づき、小学校体育の保健や中学校保健体育の中の「心身の発達」等の中で個人差や個々に違いがあることや、道徳の中の「個性の尊重」「相互理解・寛容」という徳目の中で個性を認め合える人・集団づくりについて全児童・生徒が学んでおります。

さらに、ことしの8月には、本町の公設団体である「別海町教育研究協議会」主催で、町内の教員を対象に、大学で専門的にLGBTについて研究している先生を招きまして、今後、学校現場としてどのように取り組むべきか等についての研修会を開催しております。

今後も各校と連携しながら、性的少数者の方々を含めた偏見や差別の解消に向けた学校教育の推進に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

各年齢で、特に小学校から中学校、精神的にも肉体的にも成長する中で、そうした違和感が、多分一番感じられる時期なのかなど。

そうしたときに、きちんとした正しい情報を提供するということがですね、非常に重要な課題というふうに思います。

先ほど大きな質問の中にも入れましたが、「同性愛は異常である」という教師の価値観を押しつけるようなことがあったということ。

研修会が開催されているということですけど、学校で子供たちに教えるのと同時に教員たちも一緒に認識にならなきゃいけないということだと思っておりますが、そこについての現在行われていることですか、状況をお知らせいただきたいと思っております。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

先ほどの答弁の中で申し上げました8月に行った先生向けの研修についてですけれども、ちょっと具体的に申し上げますと、野付中学校のほうを会場にしまして、町内各園・学校から32名が参加をしまして、北海道教育大学釧路校の戸田達也氏から、LGBTの児童・生徒、その保護者への学校における支援・対応等について、基礎知識の習得、それから学校・学級づくりについて学んでおります。

確かにこういった研修の機会がなかなかありませんが、今後ですね、少数者ではありながら、こういう子供たちも当然いるというようなことも理解した中でですね、こういった研修機会を設けるような努力、そういったものをしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今、部長に答弁いただいたように、本当に支援する側、周りにいる人たちが受けとめる力というのは、非常に必要になってくる場面だと思います。

しっかりと研修の機会を持って行ってほしいなというふうに考えています。

3番目です。

これまで誰にも言えなかった悩みを隠さずに生きていける町にするための支援を考えていくことが必要であると考えます。

これは、性的少数者に対してだけでなく、あらゆる人に優しいまちづくりにつながる可能性を持った取り組みです。

枚方市でも制度化された「パートナーシップ宣誓制度」など、具体的な施策が必要であると考えます。

町長の見解を伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

町長へのお尋ねですけれども、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

本町では、性的少数者に限らず、年齢や性別、国籍の違い、障がいの有無などによる差別や偏見のない社会の実現を目指し、法務局や人権擁護委員と連携し、各種啓発活動や相談体制の充実に向けた取り組みを進めております。

性的少数者に対する偏見や差別等が、本町においても実態として存在するかどうかはわかりませんが、偏見や差別等を受けることを避けるため、性的少数者であることを隠して生活している方がいる可能性もある。

このことから、お互いを尊重し、多様性を認め合うことができるよう、性的少数者についての理解を促進する、そのような啓発や相談窓口の周知等に努めていきたいというふうに思っております。

パートナーシップ宣誓制度については、市や人口の多い町において制度化されておりますが、本町のような人口規模において利用に適した制度であるのかどうかを含め、制度について研究する必要があると思います。

パートナーシップ宣誓制度に限らず、支援が必要な方に対する施策につきましては、今後の人権尊重の観点からしっかりと検討していくことも必要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

パートナーシップ宣誓制度、実はこの制度、私も、渋谷区で最初にやられたときから非常に興味を持って見ていたのですが、今道議会議員になられた渕上綾子さんという方がいらして、その方はトランスジェンダーで、もともと男性だったのですが、女性に性転換をして、性同一手術を受けて、札幌市東区から道議会議員に選出されており、その方と先日たまたまお話しする機会がありました。

LGBTは、一つの性的少数者の言い方で、それよりも多様な人がいるのですが、そうしたことを標榜することで、LGBTフレンドリーとして町が標榜することで、その町にある意味活性化することができるという、そういう話を聞きました。

LGBTの関係者の5兆円規模と言われる市場が存在すると、それでおおかつフレンドリーを標榜することで、観光ですとか、移住ですとかにつながっていくと。

これは、パートナーシップ宣誓制度をやってもだれも困らない。

よく知られているのは、片方がよければ片方が悪いとかっていうことがあるのですが、誰も困らない、幸せになるばかりだということ、これ以上すばらしいことはないと思うのです。

慎重に検討していくということを言われましたけど、もう少し積極的にですね、そのあたりも含めて調査していただけたらよいのかな、なんていうふうに思いますので、町長のお答えをいただけなかったですけど、せっかく友好都市の枚方市、人口規模が全然違いますけど、そこでもやられている。

そうしたところの情報も入れながら、北海道の東の外れから、また新たに広めていくような取り組みってできるんじゃないかと思うのですが、町長の考えを最後にお聞かせください。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 総論は、先ほど副町長が答えたとおりでございます。

人権をしっかり守っていくということは大切なことなので、ただ、枚方とうちとは、副町長が言ったように、40万都市と1万5,000都市で同じような政策ができるのかと、そういうことをしっかり見きわめていかなければ、逆の結果が出ることもありますので、慎重にそこら辺は検討しながら、人権をいかに守っていくかということに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

誰にでも優しいまちづくりというのは基本的な考えですので、この人権を守るという取り組み、このLGBTに限らず、全ての人に当てはまることだと思います。

引き続き、これについてもですね、追跡していきたいと考えますので、よろしく願います。

これにて質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

ここで申し上げます。

一般質問が17時までに終了しないことが予想されるため、会議時間をあらかじめ延長します。

次に、11番瀧川榮子議員、質問者席にお着き願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○11番（瀧川榮子君） 議長。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

もう少しの間、おつき合いよろしく申し上げます。

通告に従いまして質問させていただきます。

病児・病後児保育の計画実施に向けた考えは。

町では、平成27年度から31年度までを計画期間とする「別海町子ども・子育て支援事業計画」の策定に先立ち、子供を持つ家庭に向け平成25年にニーズ調査を行いました。

アンケート配布数は989、その回収率は52%でした。

アンケート結果では、無回答者を除き、父親は90%以上が就労し、母親の就労率も50%でした。

就労していない母親の就労意向については、71%の母親が、子供の成長後や今すぐにも就労したいと回答しており、就労意欲の高さが見受けられます。

その一方、アンケート結果からは、就労している親が抱える問題も浮き彫りになっています。

子供が病気やけがを負ったことで教育・保育施設を利用できなかった経験者は、約7割を占め、そのときの対応の多くは、両親のどちらかが仕事を休むことで解決しています。

こうした解決策は、子供にとって一番安心できる決して悪い対応ではありません。

しかし、病児・病後児保育の利用意向の問いかけに「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」との回答は、51%にも達しており、病児・病後児保育を希望する声があります。

このことから次の4点について質問します。

1つ目として、幼稚園や保育園、小学校に入園・入学したときなど、子供は、集団の中に入ることで体調を崩すことがあります。

急な発熱など、子供たちが学校や保育園などからどの程度帰宅を余儀なくされる状況にあるか調査されているでしょうか。

○教育部長（山田一志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） はい。

保育園に関する部分もありますが、私からまとめてお答えをさせていただきます。

教育委員会では、学校教育法施行令の規定に基づきまして、月単位で連続5日以上、断続的に7日以上欠席している児童・生徒について、全ての学校、認定こども園、これは幼稚園になりますけれども、のほうから定例報告を受けるほか、本町独自の取り組みとして、学期ごとに不登校傾向を含む学校として心配がある児童・生徒の欠席・遅刻・早退状況等の報告を受けるとともに、電話連絡等により日ごろから児童・生徒の登校状況について学校と情報共有をしているところです。

しかし、この報告事項の中には、1日単位での急な発熱などで早退する子供の状況は含まれていないことから、教育委員会では把握をできておりません。

また、学校では、「何度以上の発熱で帰す」という一律な基準で早退をさせているのではなく、個々の児童の状況や流行性のものが広まる時期における学校区の状況等を総合的

に勘案し判断しております。

なお、感染症の胃腸炎等については、罹患者数や罹患状況等を随時、学校から終息するまでの間、報告を受けまして、根室教育局に情報提供をしているところでございます。

次に、本町の保育施設では、国において作成しております保育所における感染症対策ガイドラインに基づき、園児の突発的な発熱が38度以上、下痢や嘔吐が1日に複数回発生した場合を降園の対象として、適宜保護者にその様子を伝え、体調不良による降園をお願いしているところです。

これらの降園件数については、園から随時報告を受けることを、というふうにはしていないため、その数字については把握をしておりません。

また、感染症疑いの場合、保護者は、医療機関を受診の上、医師の指示に従うことというふうにされております。

例えば、インフルエンザについては、発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日経過後に登園可能日というふうにしております。

なお、感染症の胃腸炎等については、罹患者数や罹患状況等を随時園から報告を受け、保健所へ情報提供をしていると、そういった状況になっております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

数字的なことはお知らせいただくことができなかったのですが、**「別海町子ども・子育て支援事業計画」**の中では、子供の病気やけがのときの対応についてということで、病気やけがで保育施設などを利用できなかった経験者というのが70%もいるということで、たくさんの子供たちがまず帰らなくてはならない状況にあったということがわかります。

それでは、2つ目の質問に入ります。

病児・病後児保育の導入に当たり、別海町では**「ファミリー・サポート・センター事業」**の活用などを検討するとしてきましたが、実績には結びついていません。

事業実施に踏み切れない困難としてどのようなことがあったかお聞きします。

また、そのハードルや課題の解消に向け、どのような具体的努力をされましたか。

アンケート用紙でのニーズ調査や、保育園や**「子ども・子育て会議」**を経由した意見の聴取ではなく、直接保護者の声を聞く努力はされたかどうかお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 私のほうからお答えいたします。

この病児・病後児保育は、病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において、病院等の医療機関や保育施設の付設専用スペースで看護師等が一時的に預かる事業で、近年の核家族化や少子高齢化が進む中、子育てをしながら働き続けるための環境づくりを支援する一つとして重要であると認識しております。

「第1期別海町子ども・子育て支援事業計画」では、この事業実施の方策として、**「ファミリー・サポート・センター事業」**を活用することを検討するとしたところです。

しかし、活用する上で必要な整備体制となる、事業に関する専門的知識を習得した実践可能な協会会員の確保、医療機関との連携体制の確立、感染症の蔓延を防止する専用ス

ペースの確保等の体制整備が整わないことから、「ファミリー・サポート・センター事業」を活用しての実施には至っておりません。

町としましては、病児・病後児の預かりを行う協力会員の確保に向け、「ファミリー・サポート・センター事業」の制度内容を広く理解してもらうための周知を図るほか、講習会を開催しているところです。

また、保護者から直接御意見を伺う機会としては、保育士が保護者の困り毎などの御意見や要望等を伺うことのできる保護者会の開催、さらには、保育園関係の保護者を含む委員で構成する「子ども・子育て会議」においても、子育て支援に関する御意見をいただいているところです。

これら会議等については、町の施策等に対し御意見をいただくことのできる大変よい機会となっていると認識しております。

なお、アンケートの実施については、質問事項のほかに自由記載欄を設けており、直接保護者等からの御意見をいただく手段としては有効な方法の一つであるというふうに考えているところです。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

この病児・病後児の保育というのを行うというのは、本当に前からいろいろ調べてみたのですが、難しいなあ、というのを感じていました。

でも、抜け穴があるというか、「ファミリー・サポート・センター事業」の中で、「病児緊急対応強化事業」というのがあるというのを見つけています。

ファミリー・サポート・センター事業で研修を受けた人たちが、受け入れがOKということになれば、病児・病後児の子供たちを保育することができるということになっています。

病児保育事業とはまた違って、病院とか保育所などを利用して看護師とか保育士などで援助するのはまた違った方向があるのかな、と思って見っていますが、このことについては何か調べられたでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

協力会員さんの関係ですが、いろいろありまして、その一つとしましてですね、やはり体調不良のお子さんを預かる重要性ですとか、リスクも含めてですね、慎重に進めなければならないというふうに考えております。

お子さんの視点においてもですね、配慮すべきと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） よくわかります。

よくわかるのですが、それを求めている、多様な子供支援、子育て支援ということで、求めている家族がいるということ。

核家族ということで子供たちを両親で見るしかない家庭もあるのですが、おじい

ちゃんやおばあちゃんがいても、また私たちが見なくちゃならないの、私ちょっと体の調子が悪いけれども、いや困ったな、というような、そういうことがあったという話も現実的に聞いています。

ですから、これから紆余曲折あるのかもわかりませんが、この病児・病後児保育というのは必要不可欠かなと考えますがいかがでしょうか。

いつも看護師が来るかどうかわからない子供を待つために常勤しているというのではなくて、その子供が来たときにその場所に行って援助することができれば、それでOKということになっているということですので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思うのですが、方向性としてはあるでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

方向性としましては、今年度で第1期の計画が終了しますので、第2期の策定に向けてですね、その中で、計画の中にまた含めてですね、継続して含めていきたいというふうには考えておりますが、場所ですとか、人員ですとか、それぞれいろいろな課題がありますので、「子ども・子育て会議」の中でもですね、十分に審査していただきながら慎重に進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

別海町の例規集の中の「別海町ファミリー・サポート・センター事業」の実施要綱の中には、病児・病後児の援助活動について行わないものとする、という項目がありますね。

病児・病後児保育というのはちょっと割愛したのですけれど、そういう内容がありません。

それが前向きに進むときには、この要綱の見直しをしていただきたいと思います。

3番目です。

今年度は、平成27年度に策定された「子ども・子育て支援事業計画」の最終年度となります。

「平成30年度地域子ども・子育て支援事業」の進捗状況の報告の中では、病児・病後児保育の専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育などを実施する事業があり、町内では対応できる体制にないことなどが明記されています。

また、「ファミリー・サポート・センター事業」の活用については、「研修会や医療機関との連携体制の整備が整備できず受け入れできる状況になく、31年度中に事業実施の方向性を検討する」と記載されています。

「町内では対応できる体制にない」という事実に対して、対応できる体制づくりの具体的な努力をされたか、また、本年度どのように検討されてきたかお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたが、町としましては、「病児・病後児保育事業」実施のあり方について、他の市町村の実施状況等を参考に、改めて総合的な検討を進める必要があ

ると認識したところでは。

このことから、本年度は、第2期の「子ども・子育て支援事業計画」の策定年度でありますので、「子ども・子育て会議」において、計画達成状況の検証等、事業運営内容及び施策推進に関する事項について審議をいただき、より実践的な方策を計画に反映できるよう努めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

4番目に移ります。

平成31年度も半年が過ぎようとしています。

計画の策定時に行政のアンケートに協力した子供を持つ多くの保護者が、子育ての困り事、悩み事に対して、具体的な手だてを行政に講じてほしいと願っていたはずで

す。昔と違い、現在は、校内・園内で子供が発熱したら、保護者は、早急に子供の迎えを求められます。

また、症状が落ちつくまで一定期間登校・登園できません。

このため、勤務時間中に職場を抜け出し、一定期間仕事を休まなければならない保護者が、みずからの収入や、職場の経営者や同僚との人間関係などに気を使わなければならないその心情を察すると、解決策を講じるのが行政の役割だと考えます。

事業の実施に向けて今後どのように取り組んでいきますか。

事業実施の方向性についてお聞きします。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

今後の事業実施に向け、病児・病後児保育のニーズに応じた保育施設としてのあり方など、実情を踏まえた検討をさらに行っていく必要があると考えます。

また、この病児・病後児保育に際しては、子供の視点で検討を進めることも大切であることから、保護者が働きながら安心して子育てができるよう、各事業主や企業に対する理解促進と啓発も重要であるというふうと考えています。

これらのことを踏まえ、先ほども申しましたが、「子ども・子育て会議」において、事業運営内容及び施策推進に関する事項について審議をいただき、より実践的な方策を計画に反映できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

先ほど、急な発熱で1日ぐらいいか調子が悪くなくて、次の日にはもう登園・登校ができた子供たちは数字の中に入っていないというようなお話があったのですが、すごく困っているのはその部分っていうのもあります。

本当にわずかなのですが、工作中で手が離せない。

うちの子供、ちょっと大丈夫なのだけど、「熱が上がったので帰りなさい」って言われたけど、そういうときに、ほんのちょっとでいいから見てほしいっていうような状況もあ

ります。

ですので、病児・病後児保育というのは、最長大体7日間というような状況があるのですけれども、突発的な発熱のときに預かってもらえる、迎えに行ってもらえるというような状況をつくってもらえるような検討がこれからなされればよいと考えます。

それと、先ほどホームページのことが出たのですが、町としてもホームページ、わかりやすいように工夫してつくられているのだろうと思うのですが、この「ファミリー・サポート・センター事業」のホームページ、とてもわかりにくいというか、もうちょっと何かあれば、自分も参加してみてもよいか、と思うような内容を組み込めるのではないかなと思うのです。

ですので、ほかの自治体の「ファミリー・サポート・センター事業」のホームページなども参考にしながら、若い人たちが、それからある程度おじいちゃんやおばあちゃんでも参加してもよいかとか、それから今の仕事をしている保育士とか看護師とか、そういう人たちが、自分たちも参加してもよいか、と思うようなホームページをつくっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

ただいま議員のおっしゃられたことを参考意見とさせていただきますですね、多様な方が、「ファミリー・サポート・センター事業」のほうに、協力会員として参加していただけるように、ちょっとほかの町のホームページ等も参考にしながらですね、見直す部分については見直しをして取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） 次の質問に移ります。

2番目として、町立別海病院の寒さと結露に対する解決策は。

本年3月定例会の一般質問で、町立別海病院の寒さと結露対策について質問しました。

北海道の冬の到来は早く、寒さや結露の対策がどのように進んでいるのか、住民からは心配の声が聞こえてきます。

3月定例会での私の質問に対して、「北側の部屋と日の当たらない角の部屋において結露が生じている」と答弁がありました。

すぐそこまで冬はやって来ています。

緊急な対策が必要と考え、4つの点について質問いたします。

1つ目として、入院している町民の健康を守るために、寒さや結露対策は早急に解決する必要があります。

どのように考えておられますか。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） お答えいたします。

主に北側病室におきまして、窓面が外気により冷やされることで、窓際において結露や冷気が発生していることにつきましては、何らかの抑制策を講じる必要があるものと考えております。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

共通の認識として受けとめました。

2つ目の質問に移ります。

前回の一般質問時、「補助事業で建設した施設であり、大規模な改修や補修が必要な場合は、防衛省との協議・確認が必要になると考える」と答弁されました。

また、「専門的な方々にどのような補修・改修が必要かなど、現場調査を依頼した上で検証、検討していきたい」とも答弁されています。

どのような検証・検討が行われていますか。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） お答えいたします。

建設水道部において、結露の状況と原因を把握し、検討・検証を行っております。

原因として、防音サッシの単板ガラスに断熱効果がないことに加え、内側断熱サッシとの間に冷やされた空気だまりが発生することなどにより、結露が助長されていることが確認されております。

抑制策の一つの方法としては、防音サッシの外側に断熱サッシを設け、外部の断熱効果を高めることで結露抑制の効果が得られるものではないかというふうに考えております。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

「防音サッシの外側に断熱サッシを組み込む」ということの答弁でしたけれども、そのことについては、防衛の予算をもらっているということから、どのような予算になるのでしょうか。

○議長（西原 浩君） 瀧川議員、次の質問でそのことに踏み込んでいく御質問だと思います。

○11番（瀧川榮子君） はい。

3番です。

検証・検討の結果、防衛省との協議や確認が必要になったかお聞きします。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 防衛省の防音構造を定める「工事標準仕方書」では、「医療機関施設では、外部開口部には、5mm厚ガラスの金属製気密建具としなければならない」と定められていることから、結露抑制工事を施工すると防音工事標準仕方を満たさなくなる可能性があるため、防衛省との協議は必要となるというふうに考えております。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

すいません。

専門的なことが少しよくわからなくて申しわけないのですが、とにかく外に防音サッシをして、中に普通のサッシにすると結露が起これるということは、前回のときにお聞

きしたのですが、この防音補助事業というのは、この寒冷地の北海道も、南の暖かいところも同じような「外は防音、中は普通」というふうな、そういうことになっているのかどうかについてお聞きします。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 先ほど答弁したとおりですね、防衛省の防音構造の仕方書、「工事標準仕方書」は全国共通となっております。

ですから、北海道・本州・沖縄、どこであろうと、同じ仕方書での建設ということになります。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

南も北も、しかもこちらでは寒冷地で、マイナス20度を超えるときもあるということで、その中で、外を防音にすれば結露になるということがわかっているというか、必ずそうなるとは限らないのでしょうかけれども、そういう可能性が高いということの中で、この寒冷地仕様の建設というのが、同じ防音でも北と南では違ってくるのではないかなと思うのです。

町長は、防衛のほうによく要請行動に行かれていますのですが、「防音工事では、北と南では建設の仕様が違うのだ」というようなことで要請行動できるっていうようなことはないでしょうか。

ぜひ行動していただきたいと思うのですが。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 先ほど申しあげました「工事標準仕方書」では、外側に単板の防音サッシを施工するという事は決まっております。

ですが、北海道と本州・沖縄の違いについて、今うちの病院は、内側がペアサッシの引き戸で、ペアになって内側のガラスになっておりますが、本州の暖かいところでは、単層の1枚ガラスで内側のサッシにしているところも当然あると思いますので、内側の窓に関しては、それなりに寒冷地仕様にはなっているということでございます。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

寒冷地仕様でも、不都合が生じているということは現実だということがありますので、今後要請行動の中でそういうことを言っていただけるようであれば、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、4つ目の質問に入ります。

緊急に対策を講じる必要があります。

しかし、補修・改修が開始されるとしても、全面的に改善するには時間が足りません。

冬を迎えるに当たり、具体的な方策はどのように考えておられるかお聞きします。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 結露抑制工事は、防衛省との協議に時間を要するものと考えております。

また、協議において認められたとしましても、工事の設計・積算・予算措置などにおいても時間をさらに要するものというふうに考えております。

そこで、ことしの冬から結露のひどい病室を対象に、外窓と内窓の間に結露抑制用の電気ヒーターを設置し、内部の温度を上げることで結露抑制効果について、効果・検証等を行うという予定としております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

その電気ヒーターの対策をしていただいた上でなのですが、窓側の寒さが強いので、窓側でなくて、廊下側になると寒さが随分しのがれるということなのが、よく検証していただいて、それでもなおかつ寒さが強い窓側のベッドは使用しないというような方法があると思いますので、そのことについてはどうでしょうか。

○病院事務長（大槻祐二君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務長。

○病院事務長（大槻祐二君） 先ほどの最初の答弁で申し上げましたとおり、窓際に当然結露が生じておりますので、その冷えた空気が下がっていくということでの冷気は発生していくということで、「窓側の冷気がある」というふうに答弁しましたが、正直、患者様から「病室が寒くて」というような苦情とか意見とかを多くいただいているということではございません。

確かに窓際に寄りますと、当然結露して凍っている部分もありますので寒いとは思いますが、多少離れますと当然空調で暖房を働かせておりますので、それなりに暖かい環境の病室で療養されているというふうに認識しております。

今議員がおっしゃったとおり、「寒くてどうしようもない」と言うのであれば、当然のようにベッドを離すとか、そういう措置をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

ぜひ、そのような対策をとっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

3番目です。

「別海町歴史文化遺産」認定に戦争遺跡の追加を。

別海町では、「別海町歴史文化遺産認定 みんなのたからもの大募集！！」と呼びかけ、地域にある大切な歴史や文化・自然を保護し、保存活動をしている人たちの活動に協力しています。

地域の思いや由来などを重視し、遺産として認定することになり、とてもよいことだと考えます。

昨年6月定例会で、町内本別の旧計根別第一飛行場跡にある掩体壕を「別海町歴史文化

遺産」として保存できないか質問しました。

答弁では、「当然歴史文化遺産候補物件に入ると考えるが、現存の掩体壕は、私有地にあり、所有者の同意なしでは認定することはできない」「歴史文化遺産候補物件としてリストアップした上で、認定した場合、農作業に支障が出ないような方策について十分検討し、所有者と協議していきたいと考えている」ということでした。

このことから3つについて質問いたします。

1点目として、日本の中でも現存する掩体壕は多くありません。

別海町の牧草地にある掩体壕は、何であるかを知らない人にとって不思議な建造物であり、知りたいと思わせるに十分な存在感があります。

教育委員会は、専門家による調査が既に行われているので、調査はしないということでした。

歴史遺産として重要性を認められていることから、リストアップへの動きは進んでいるのかお聞きします。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

掩体壕の御質問に関しては、私のほうからお答えいたします。

「別海町歴史文化遺産候補物件」については、「別海町文化財保護審議会」の委員3名と事務局の生涯学習課学芸員からなる「別海町歴史文化遺産候補物件調査会議」において、物件の調査とリストアップ作業を進めております。

昨年度は、調査会議を2回開催し、これまでに総計241件の候補物件をリストアップしています。

各候補物件は、その歴史や場所等を文献や資料により、現地調査を含め1カ所ずつ確かめながら作業を進めているところです。

調査エリアについては、広い別海町内を東部・中部・西部地区にそれぞれ区分けし、計画的に調査を進め、これまで、本別海・走古丹・別海市街・上風連・中西別、そして中春別等を対象に調査を行っていますが、西春別や上春別、そして計根別第一飛行場があった本別など、町の西側の区域については、来年度以降の調査となる予定であります。

今年度も調査会議の開催を予定しており、計画に沿って順次調査を進めていきたいと考えております。

以上です。

○11番（瀧川 榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川 榮子君） はい。

241件もの候補物件があるというのはすごいなあ、と思って聞いていました。

別海町にはまだまだ宝物が眠っているな、と思います。

西側は来年以降ということで、計根別ですので、来年以降になるのですが、それは地域ごとに分けてということでしょうか、こういうふうにして一般質問があったから、そこを先にちょっと調査してみようか、みたいな、そういうのではないのでしょうか。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

これまでも、何度も議会上で掩体壕については御質問がありました。

ただ、その調査をする人間が3名、そして事務局ということで、少ない人数でただいま241件の物件をある程度の基準を設けてエリアごとに消化していくという形で進めております。

今年度も、これから2回ほどの調査会議をやる予定でおりますので、先ほど、「来年度以降」という話をしましたが、今年度の会議にその件についても協議したいと考えております。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

掩体壕の側面にある木は成長を続け、上部では草が生い茂っています。

大切な戦争遺跡として、劣化を防ぎ、保存していくために「別海町歴史文化遺産」への認定は必要だと考えます。

教育委員会からは、「農作業に支障が出ないような方策について十分検討していく」という方向性も示されています。

このことについては検討されたのかについてお聞きします。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

先ほど答弁をさせていただきましたが、本別の掩体壕は、現時点では、「別海町歴史文化遺産候補物件」としてリストアップしていないことから、歴史文化遺産に認定した場合を想定した公開上の問題、特に、御指摘のとおり、牧草地への見学者の立ち入りに対する具体的な方策については、まだ検討が進んでおりません。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

農作業に支障が出ない方策などを踏まえ、所有者との協議にはどのような進展があるのかお聞きします。

○教育部次長（石川 誠君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（石川 誠君） はい。

掩体壕は、候補物件としてリストアップする段階で所有者と協議し、あわせて「別海町歴史文化遺産」に登録した場合の公開上の諸問題について協議を行う予定でおります。

以上です。

○11番（瀧川榮子君） はい。

○議長（西原 浩君） 11番瀧川議員。

○11番（瀧川榮子君） はい。

質問を終わらせていただきます。

○議長（西原 浩君） 以上で11番瀧川榮子議員の一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

議案調査のため9月12日の1日を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、9月12日の1日を休会とすることに決定いたしました。

◎散会宣言

○議長(西原 浩君) 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、あすは、各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いいたします。

皆様、御苦勞さまでございました。

散会 午後 5時18分